

伊勢市
公共施設等総合管理計画



(改訂版)

目 次

第1章 はじめに

1. 1	背景と目的	1
1. 2	計画の位置付け	2
1. 3	計画期間	3
1. 4	対象範囲	3
1. 5	更新等費用の推計方法	3
1. 6	実施計画の策定	5

第2章 公共施設等の現状と将来見通し

2. 1	公共施設の現状	6
2. 2	インフラ資産の現状	9
2. 3	人口の現状と将来展望	10
2. 4	財政の現状と今後の見通し	13
2. 5	本市の現状と課題の基本認識	17

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3. 1	基本的な考え方（共通方針）	18
3. 2	基本方針	19
3. 3	目標値の設定と目標達成の手段	20
3. 4	具体的な実施方針	26
3. 5	公共施設の整備方針を定める方法	29

第4章 推進体制

4. 1	全庁的な取組体制の構築	32
4. 2	財政との連携	33
4. 3	情報の管理と共有	33
4. 4	フォローアップの実施方針	33
4. 5	議会や市民との情報共有	33

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5. 1	施設類型ごとの基本的な方針（公共施設）	34
5. 2	施設類型ごとの基本的な方針（インフラ資産）	59

巻末資料（用語の解説）	73
-------------	----

第1章 はじめに

1. 1 背景と目的

市民生活やあらゆる社会経済活動は、学校等の公共施設（建築物）や、道路、上下水道等のインフラ資産によって支えられています。

しかし、それら公共施設等の多くは、高度経済成長期とその後の十数年の期間に建設されており老朽化が進んでいるため、今後、次々と大規模改修や建替えといった更新時期を集中的に迎えることが見込まれます。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行が深刻であり、公共施設等における今後の利用需要の変化を想定した公共サービスのあり方を見直すことや、生産年齢人口の減少による市税収入の減少、扶助費等の社会保障費の増加による財政状況の悪化が著しくなる中、老朽施設の更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっています。

国においては、インフラの老朽化が急速に進行する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、続く平成26年4月には、総務省から各自治体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の通知がなされ、今後の公共施設等の戦略的な管理方針等を定めた計画の策定が要請されました。

こうした背景から、本市においては、長期的な視点をもって、限られた財源を有効に配分し、市民の皆様へ安全・安心に公共施設等を利用いただくことを基本に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的として、『伊勢市公共施設等総合管理計画』（以下、「本計画」という）を策定しました。

（参考）市民アンケート結果：公共施設の建替えに必要な費用負担について

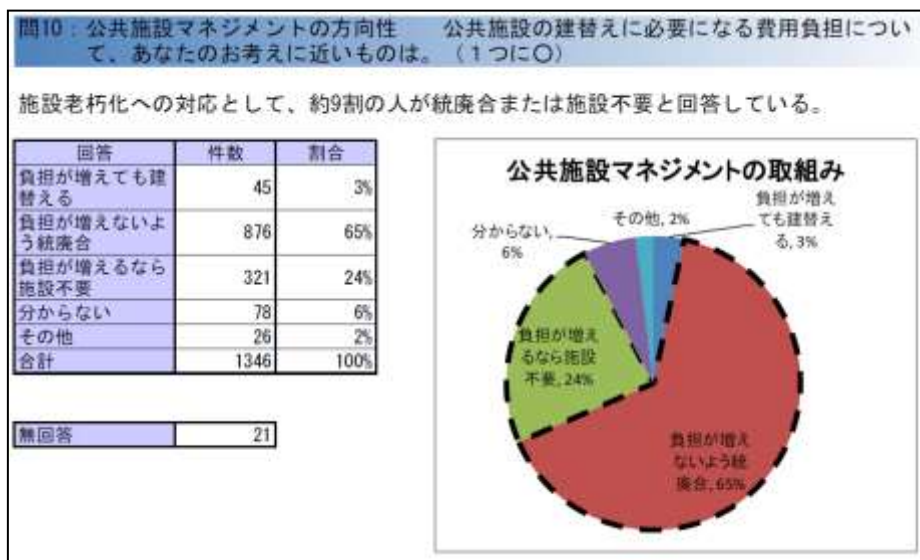


図 1. 1 公共施設マネジメントの方向性（平成25年度 伊勢市市民アンケート結果）

1. 2 計画の位置付け

本市では、第1次行財政改革大綱（平成18年6月策定）に定める財政健全化の方針を受けて策定された『伊勢市行財政改革大綱実施計画』において、「公の施設の見直し、再編、廃止」を進める上での基本的な考え方として、「公の施設の統廃合等に係る基準～施設見直しガイドライン」（以下、「H19基準」という）を平成19年12月に策定しました。

また、平成24年8月には、「伊勢市公共施設マネジメント白書」（以下、「白書」という）を発行し、全市的に公共施設に関する課題の共有を図りました。

本計画は、H19基準及び白書を発行した理念を引き継ぐとともに、前述の総務省通知の要請に従い、同省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本市の公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置付けるものとします。

■他の計画との関連

- 本計画は、第2次伊勢市総合計画（平成26年度～平成29年度）の「第8章市役所運営－第1節行財政運営」にその策定が位置付けられています。
- 本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画のうち、地方公共団体が策定すべき計画に該当するものです。

～「公の施設の統廃合等に係る基準～施設見直しガイドライン」の概要～ (平成19年12月策定)

(見直し対象施設)

- ① 同種の施設が複数ある（他の公の施設、民間施設など）施設
- ② 老朽化が著しい施設
- ③ 市民利用が著しく低い施設
- ④ 設置目的や意義が希薄化等をしている施設
- ⑤ 維持管理経費が高額な施設
- ⑥ 市が直営で管理運営している施設

(見直しの手法)

- ① 指定管理者制度への移行
- ② 民営化
- ③ 他の施設との統合
- ④ 管理統合
- ⑤ 施設の廃止
- ⑥ 施設の転用

1. 3 計画期間

本市における公共施設の大規模改修及び建替えの時期やインフラ資産の更新時期は、今後約30年間に集中することが見込まれます。

このことから、本計画の計画期間を2044年度(平成56年度)までの30年間と定めます。

なお、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進捗状況、上位計画・関連計画との整合、新公会計制度の導入に伴い整備する固定資産台帳を活用した分析などを踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定などを充実・継続的な見直しを行うこととします。

1. 4 対象範囲

本計画においては、公営企業に係る施設等も含め、本市が保有する全ての公共施設(学校等の建築物)、インフラ資産(道路、橋りょう、上下水道施設等)を対象とします。(以下、「公共施設等」という)

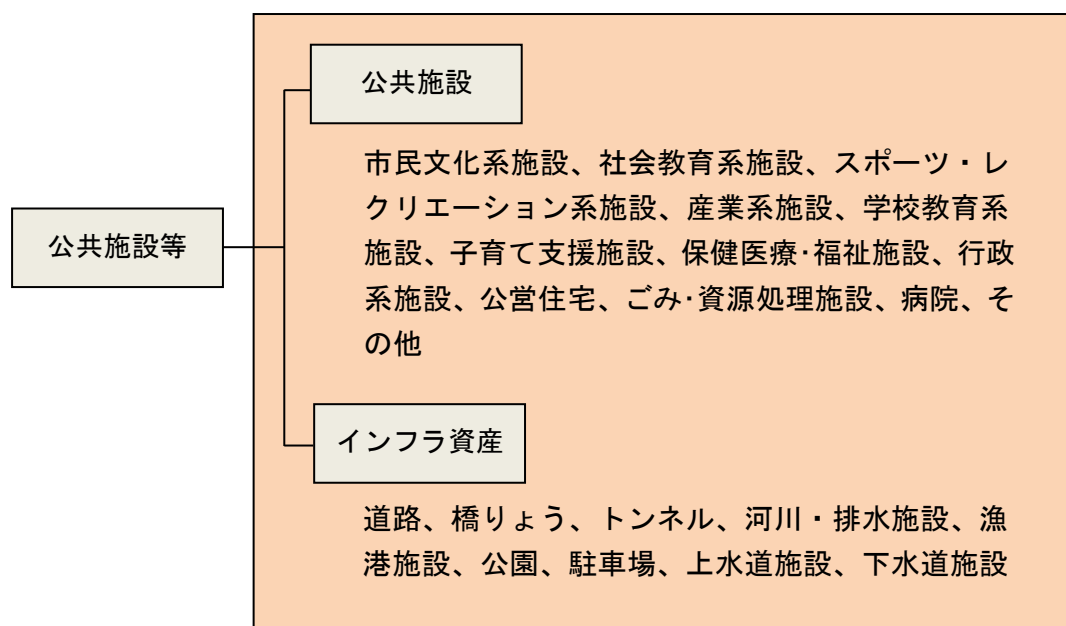


図1. 4 対象施設

1. 5 更新等費用の推計方法

本計画の策定にあたっては、公共施設については、総務省が公開している更新費用試算ソフト(以下、「試算ソフト」という)を活用し、更新費用の推計を行うこととします。

また、インフラ資産については、試算ソフトによらず、各施設所管部署において資産ごとに更新及び新規整備等に係る費用を推計することとします。

～～～ 試算ソフトの仮定の置き方 ～～～

公共施設（建築物）の試算条件

1 基本的な考え方

- (1) 試算期間：調査年度から 40 年間
- (2) 耐用年数の設定：目標耐用年数 60 年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）
- (3) 更新年数の設定
 - 建設時より 30 年後に大規模改修を行い 60 年間使用して同床面積で建替えと仮定（建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数がおおむね 15 年であることから、2 回目の改修である建築後 30 年で建築物の大規模改修を行い、その後 30 年で建て替えると仮定）
 - ※大規模改修：老朽化した箇所を部分的に修繕するのではなく、他の部分をまとめて当初の機能を超えて改修する
 - 試算の時点で、建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満の施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定
 - 試算の時点で、建設時より 50 年以上経過している施設については、建替えの時期が近いため、大規模改修は行わないと仮定
 - 試算の時点で、建設時より 61 年以上経過している施設については、建替えにかかる費用を今後 10 年間で均等に配分
- (4) 建替え等期間：建替えは 3 年間、大規模改修は 2 年間とする

2 対象とする公共施設

- 学校教育系施設、文化施設、庁舎等の普通会計及び病院事業会計に係る建築物
- 建替えを想定していない文化財は対象外
- 上水道・下水道会計の施設は各インフラ資産に計上
- 病院については建築物のみを対象とし、医療機器類は対象外

3 設定単価

大分類	建替え (万円/㎡)	大規模改修 (万円/㎡)
市民文化系施設	40	25
社会教育系施設	40	25
スポーツ・レクリエーション系施設	36	20
産業系施設	40	25
学校教育系施設	33	17
子育て支援施設	33	17
保健医療・福祉施設	40、36	25、20
行政系施設	40	25

大分類	建替え (万円/㎡)	大規模改修 (万円/㎡)
公営住宅	28	17
ごみ・資源処理施設	36	20
病院	40	25
その他	36、33	20、17

- ※ 単価は、先行して更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績や設定単価等をもとに総務省が設定
- ※ 落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定
- ※ 建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定
- ※ 大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされている
- ※ 更新単価に、物価変動率、地域差は考慮しない

1. 6 実施計画の策定

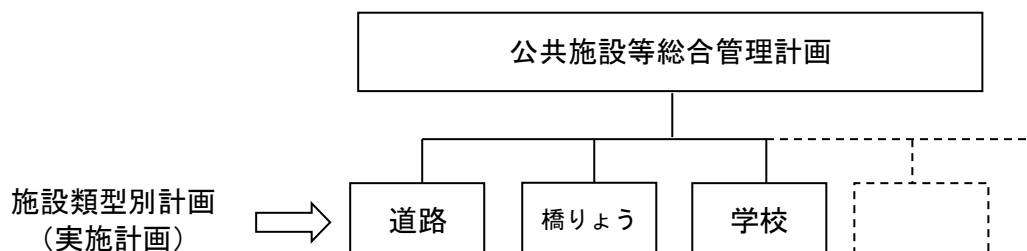
本計画においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や具体的な実施方針と併せ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めることとします。

これらの方針等に基づき、本計画の実施計画として、施設類型別にその所管部署において、施設個々の将来の管理の考え方を定める施設類型別計画を策定します。

このことから、既に策定済みである、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」や「各長寿命化計画」等の施設類型別の計画については、本計画策定後においては、本計画の実施計画に位置付けることとなります。但し、策定済みの施設類型別の計画であっても、本計画全体の進ちよくを図る視点で、必要なものは見直しを行うこととなります。

なお、施設類型別計画を策定していくにあたっては、単に、施設保有量の削減のみを目指すのではなく、地域における施設の配置状況と、その地域で将来において提供していくサービスの内容や必要性を検討し、地域別の施設配置の考え方を整理していかなければなりません。

そのため、地域別の適正な施設配置の考え方も含め、施設類型別計画を策定することとします。



第2章 公共施設等の現状と将来見通し

2. 1 公共施設の現状

(1) 施設類型別の保有状況

本計画が対象とする公共施設は、平成27年4月1日時点で580施設、総延床面積は398,661㎡であり、市民一人当たり保有面積は、約3.1㎡となっています。

類型別にみると、学校が最も多く178,784㎡(44.8%)、次いで公営住宅が54,606㎡(13.7%)で、この2施設で全体の約6割を占める状況です。

公共施設のうち、学校が最も多くの面積を占めているのは、全国の市区町村に共通する傾向です。

▶ 少子化が進む中で、学校数の削減や複合化等の取組みは、本計画で大きな要素を占めます。

分類		施設数	延床面積		主な施設名
大分類	中分類		合計	割合	
市民文化系施設	集会施設	66	19,382㎡	4.9%	公民館、集会所
	文化施設	6	17,982㎡	4.5%	観光文化会館、いせトピア
社会教育系施設	図書館	2	5,657㎡	1.4%	図書館
	博物館等	5	4,366㎡	1.1%	賓日館、伊勢河崎商人館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	10	15,031㎡	3.8%	野球場、体育館
	レクリエーション施設・観光施設	6	1,121㎡	0.3%	神社海の駅、観光案内所
産業系施設	産業系施設	7	5,787㎡	1.5%	産業支援センター
学校教育系施設	学校	36	178,784㎡	44.8%	小学校、中学校
	その他教育施設	1	2,158㎡	0.5%	共同調理場
子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園	24	16,101㎡	4.0%	幼稚園、保育所、認定こども園
	幼児・児童施設	7	2,371㎡	0.6%	児童館、児童センター
保健医療・福祉施設	高齢福祉施設	8	6,132㎡	1.5%	老人福祉センター
	障がい福祉施設	7	2,587㎡	0.7%	身体障害者福祉センター
	保健医療施設	12	6,378㎡	1.6%	保健センター
行政系施設	庁舎等	4	18,612㎡	4.7%	市役所、総合支所
	消防・防災施設	104	7,808㎡	2.0%	消防署・出張所、防災施設
公営住宅	公営住宅	44	54,606㎡	13.7%	市営住宅
ごみ・資源処理施設	ごみ・資源処理施設	155	3,270㎡	0.8%	資源ステーション
病院	病院	1	22,459㎡	5.6%	市立伊勢総合病院
その他	その他	75	8,069㎡	2.0%	倉庫、公衆便所
合計		580	398,661㎡	100%	

※ 財団法人 自治総合センターより提示されている分類を参考に分類

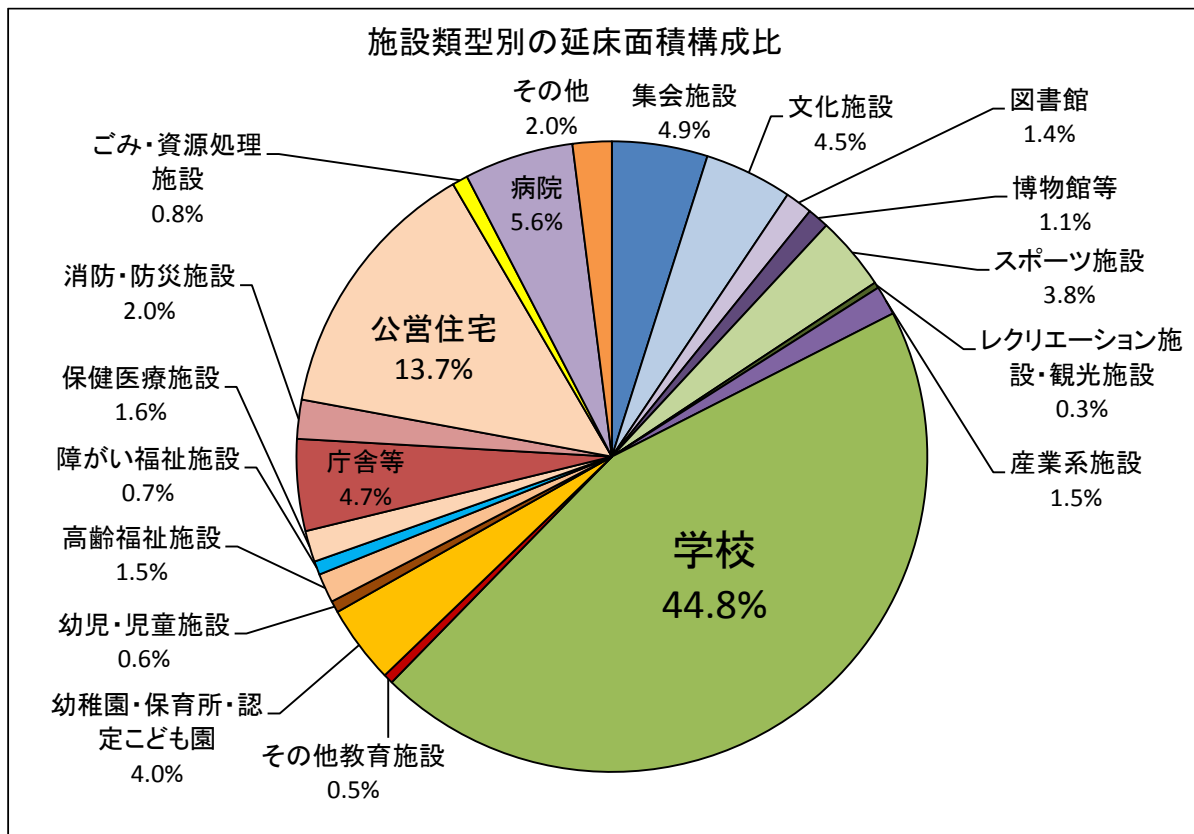


図 2. 1. 1. 1 公共施設の類型別の延床面積構成比

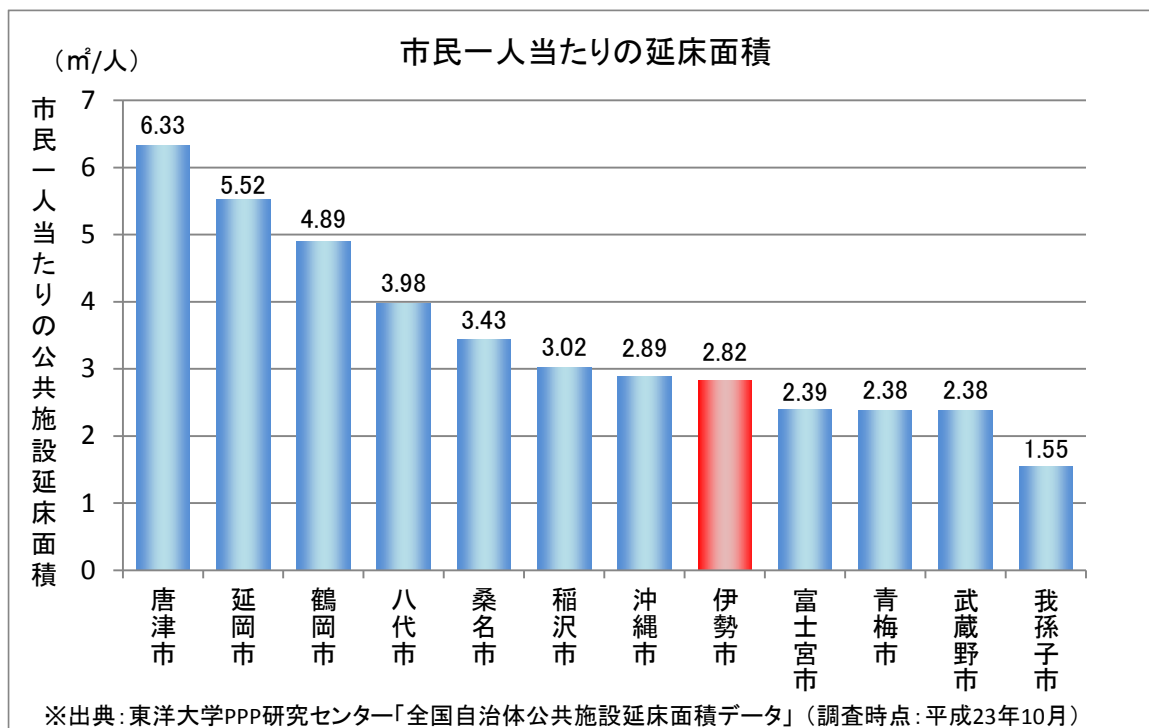


図 2. 1. 1. 2 市民一人当たり公共施設の延床面積(㎡/人)
～人口規模の類似する団体との比較

(2) 築年別の整備状況

本市の公共施設は、昭和40年代半ば以降の昭和の時代（1971年から1988年）に集中して建築されており、施設の老朽化が進行しています。現状のまま持ち続けると、大規模改修や建替えといった更新時期を集中的に迎えることが以下のグラフから見て取れます。

- 人口減少・少子高齢化社会における施設利用需要の変化を想定した、施設類型別の将来のあり方を検討し、重点化や優先順位付けが必要となります。

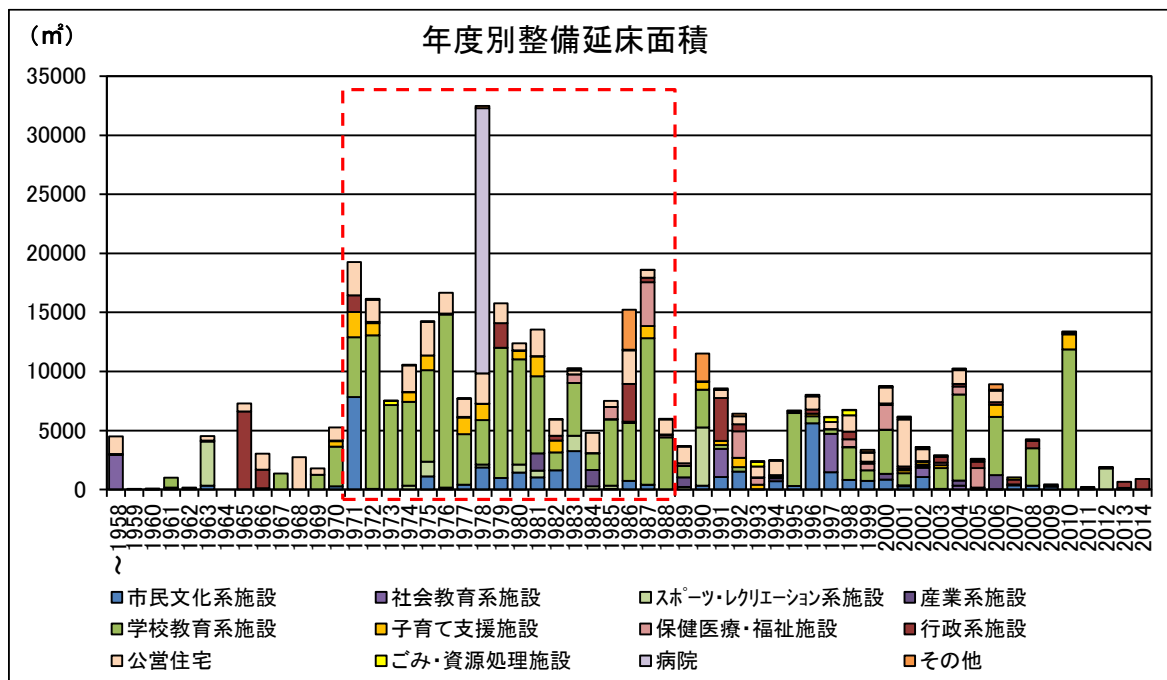


図 2.1.2 公共施設の年度別整備延床面積の推移

(3) 耐震化の状況

本市においては、平成20年6月に伊勢市耐震改修促進計画を策定し、公共施設の耐震化を促進してきました。その結果、耐震化は一部施設を除いてほぼ完了しています。

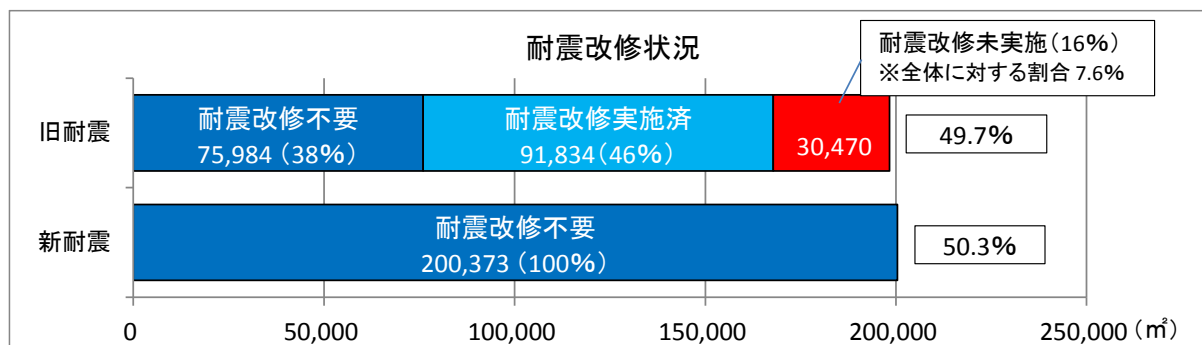


図 2.1.3 公共施設の耐震化の状況

2. 2 インフラ資産の現状

(1) インフラ資産の保有状況

本市のインフラ資産（運用管理を行う建物を含む）の現状は、平成 27 年 4 月 1 日時点で、次のとおりとなっています。

なお、本市の特有の事情として、下水道の整備普及率が低いことがあり、現在も下水道管は新規に整備を進めています。

- インフラ資産は、市民の社会生活の基盤となるものでありますが、長期的な視点をもって財政負担の軽減を目指すことが求められます。

■平成 27 年 4 月 1 日時点の現状

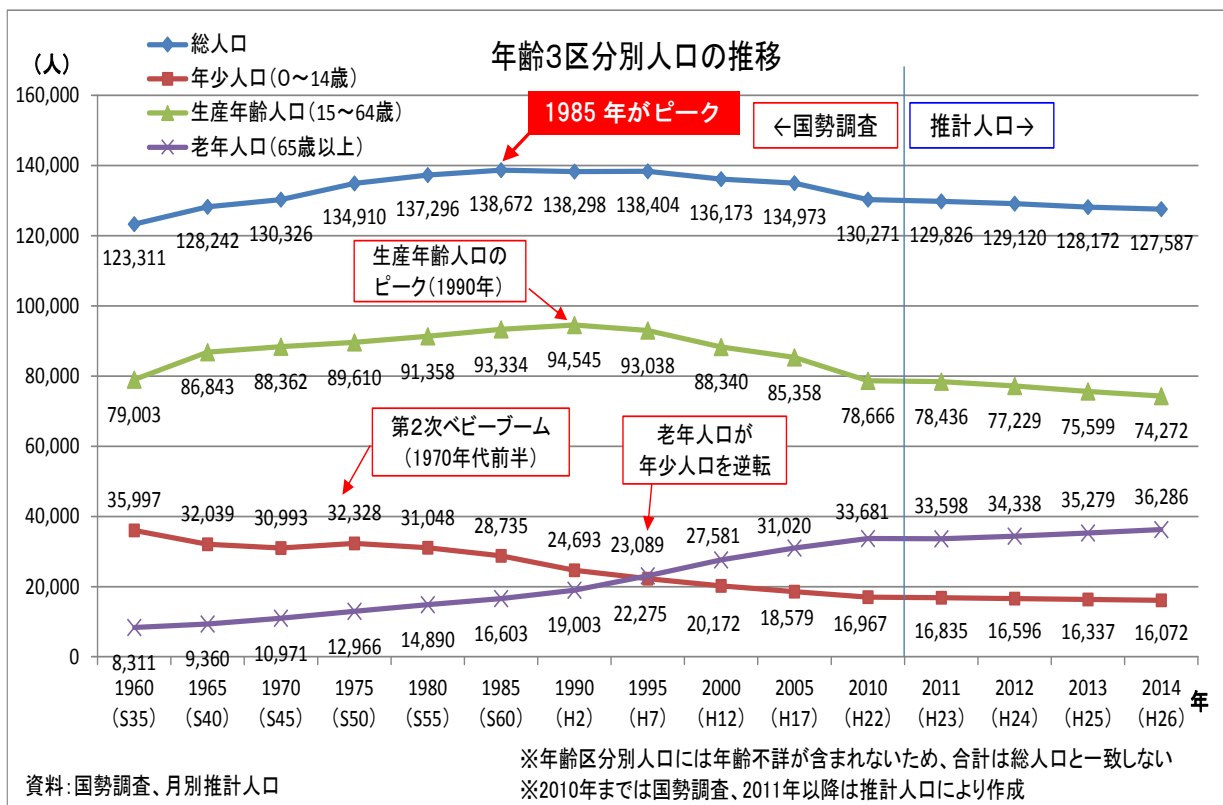
分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
道路	市道	877,180m	市道認定道路
	農道	64,824m	農道認定道路
	林道	15,999m	林道認定道路
橋りょう	橋りょう	450 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか
トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル
河川・排水施設	準用河川	23 河川	桧尻川、亀谷郡川 ほか
	排水路	—	排水路、農業用排水路、道路側溝、普通河川
	都市ポンプ場	39 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場 ほか
	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか
漁港施設	漁港施設	4 港	豊北漁港 ほか
公園	公園	220 箇所	倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか
駐車場	駐車場	14 箇所 (2,104 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、観光文化会館駐車場 ほか
上水道施設	管路	863,777m	普及率 (99.4%)
	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか
	配水池	14 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか
	加圧ポンプ場	9 箇所	小俣配水場、南部加圧ポンプ場 ほか
下水道施設 (汚水)	汚水管渠	385,545m	普及率 (47.6%)
	小規模中継ポンプ場	73 箇所	中村マンホールポンプ ほか
	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター
下水道施設 (雨水)	雨水管渠	12,146m	桧尻 1 号雨水幹線 ほか
	ポンプ場	10 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか

2. 3 人口の現状と将来展望

(1) 人口の推移

総人口は、1985年（昭和60年）にピーク（138,672人）を迎え、その後減少に転じ、既に本格的な人口減少局面に入りつつあります。年齢3区分別人口では、年少人口は、第2次ベビーブーム時には一時増加したものの以降は減少が続き、生産年齢人口は、1990年をピークに減少傾向となっています。一方、老年人口は、1995年には年少人口を上回り、一貫して増加が続いています。年齢3区分別人口比率では、生産年齢人口比率と年少人口比率は低下が続いており、老年人口比率が高まっています。

- ▶ 生産年齢人口は本市の財政を支える年齢層であり、その減少は税収の減少に直結します。また、老年人口の増加は、扶助費などの義務的経費の増大につながります。
- ▶ これらの人口構成の変化は、「財政力の低下」「公共施設に対するニーズの変化」に大きく影響を及ぼすことを認識しなければなりません。



※国勢調査人口: 5年ごとに実施される国勢調査による人口で、住民登録の有無にかかわらず、現在の居所により集計される。

※推計人口: 国勢調査人口を基礎として、住民基本台帳における動態結果(出生・死亡・転入・転出)を加減して算出する。

図 2. 3. 1. 1 伊勢市の総人口・年齢3区分別人口の推移 (伊勢市人口ビジョンより)

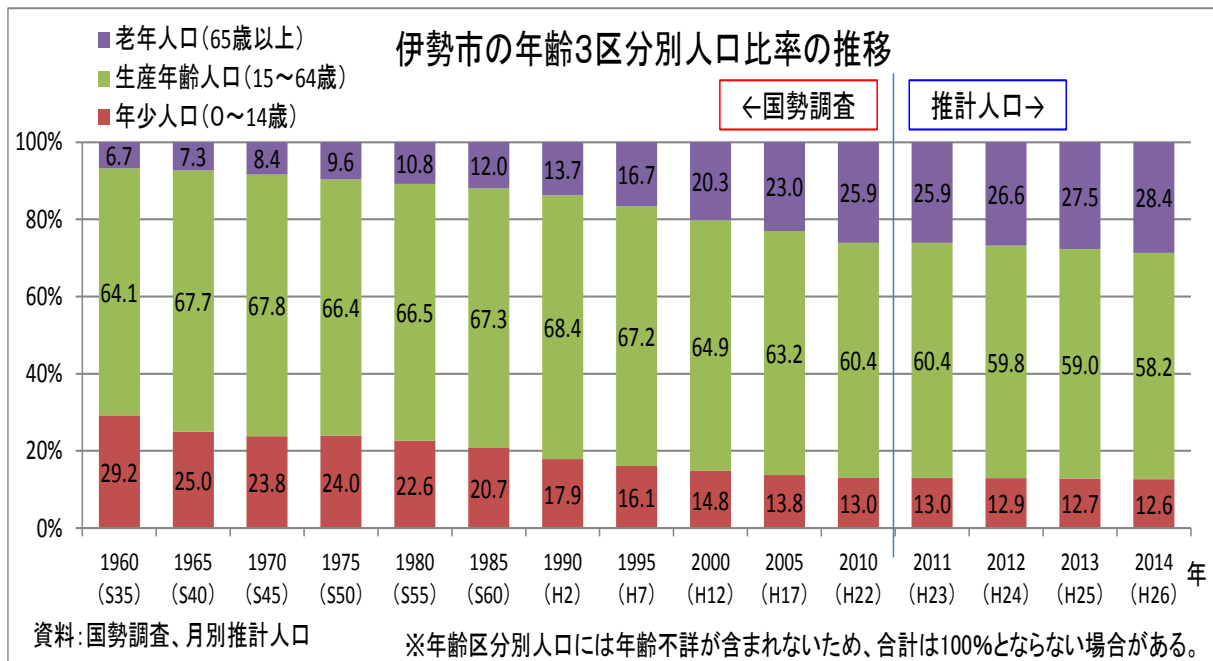


図 2.3.1.2 伊勢市の年齢3区分別人口比率の推移 (伊勢市人口ビジョンより)

(2) 人口の将来展望

本市においては、人口の現状を分析するとともに、今後本市が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「伊勢市人口ビジョン」を平成 27 年 10 月に策定しました。

伊勢市人口ビジョンでは、「目指すべき将来の方向」を踏まえた取組みが実現した場合の、自然増減及び社会増減の改善の仮定を設定し、本市の将来人口を展望すると、『2060年の総人口は、90,000人が確保される』としています。

<目指すべき将来の方向>

- ①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、合計特殊出生率を向上させる
- ②安定した雇用の創出と新しい人の流れを生み出し、社会増減ゼロを目指す
- ③「暮らしやすいまち 伊勢」を構築するための取り組みを進め、人口減少の克服を図る

自然増減（合計特殊出生率）改善の仮定

合計特殊出生率が、2020年に1.6程度、2030年に1.8程度、2040年に2.1を達成し、以降2.1を維持する。

社会増減（転出抑制・転入促進）改善の仮定

社会増減が、2060年までに、ゼロの状態を達成し、以降もその状態を維持する。

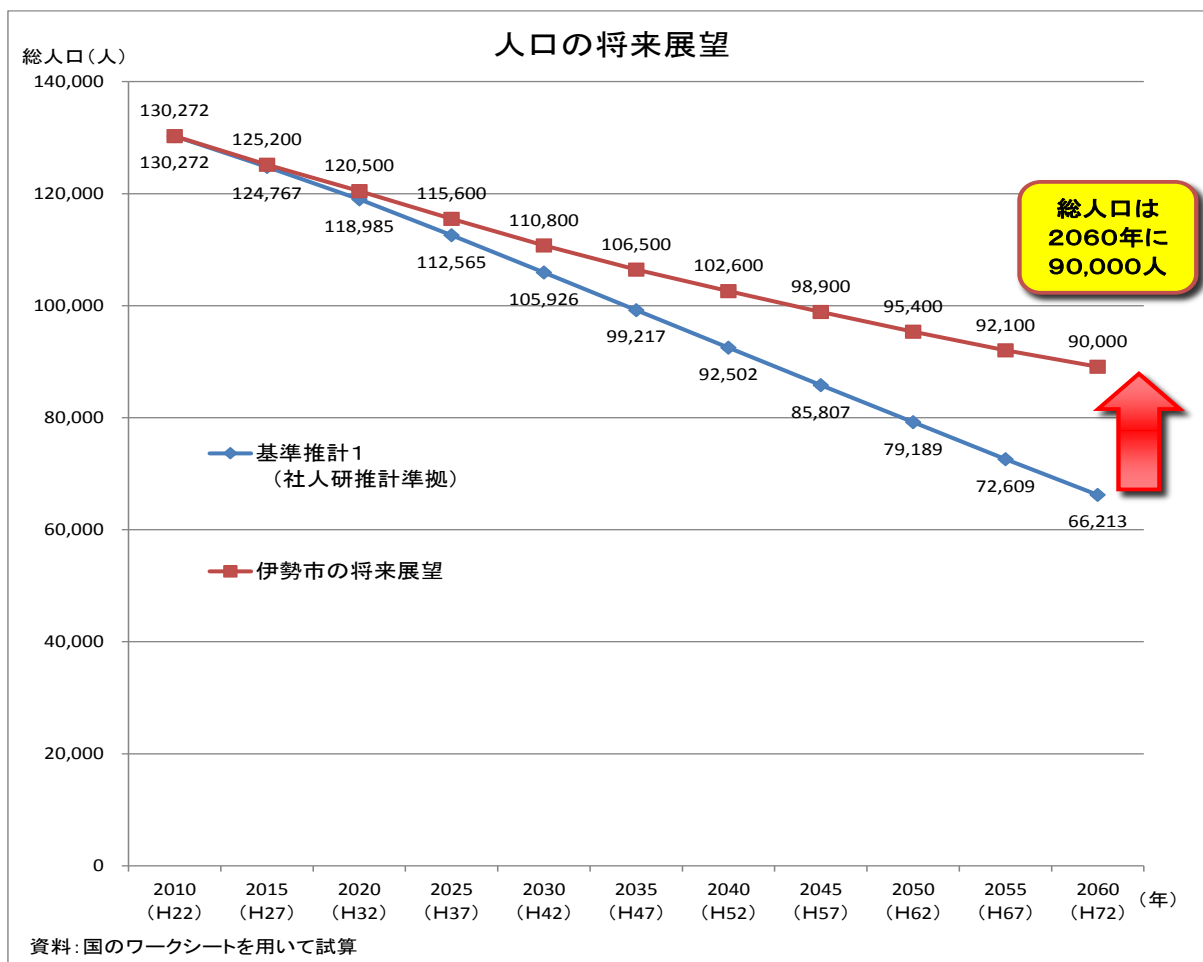


図 2. 3. 2 人口の将来展望 (伊勢市人口ビジョンより)

■人口の将来展望 (2060年) の内訳

総人口	90,000 人	構成比	年少人口	13,000 人	約 15%
男性	43,000 人	約 48%	生産年齢人口	47,000 人	約 52%
女性	47,000 人	約 52%	老年人口	30,000 人	約 33%

基準推計1は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を基準とし、社人研の設定する仮定値に準拠し、将来人口の推計を行った場合の結果となります。現在の伊勢市の人口は、「自然減」「社会減」の両方が続いている状態にあり、有効な対策等を行わずに現状のまま推移した場合、2060年の総人口は66,213人（年少人口5,800人、生産年齢人口33,308人、老年人口27,105人）になると推計されます。

2. 4 財政の現状と今後の見通し

(1) 歳入の状況

本市の平成26年度の歳入総額は約479億円です。平成17年度から10年間をみると、約410～500億円の間に推移しています。

平成26年度の内訳では、最も高い割合を占めるのは地方税が約173億円（歳入総額の約36%）、次いで地方交付税が約109億円（約23%）であり、この2つで歳入総額の約6割を占めています。

- 将来の人口推計では、今後も生産年齢人口の減少が推察されるため、税制度が改正されない前提では、市民税収入が厳しくなることが見込まれます。
- 地方交付税については、今後、合併に伴って適用されてきた普通交付税の算定替の措置が、平成28年度から段階的に減らされ平成33年度には通常の算定となることから、歳入の減少が想定されます。

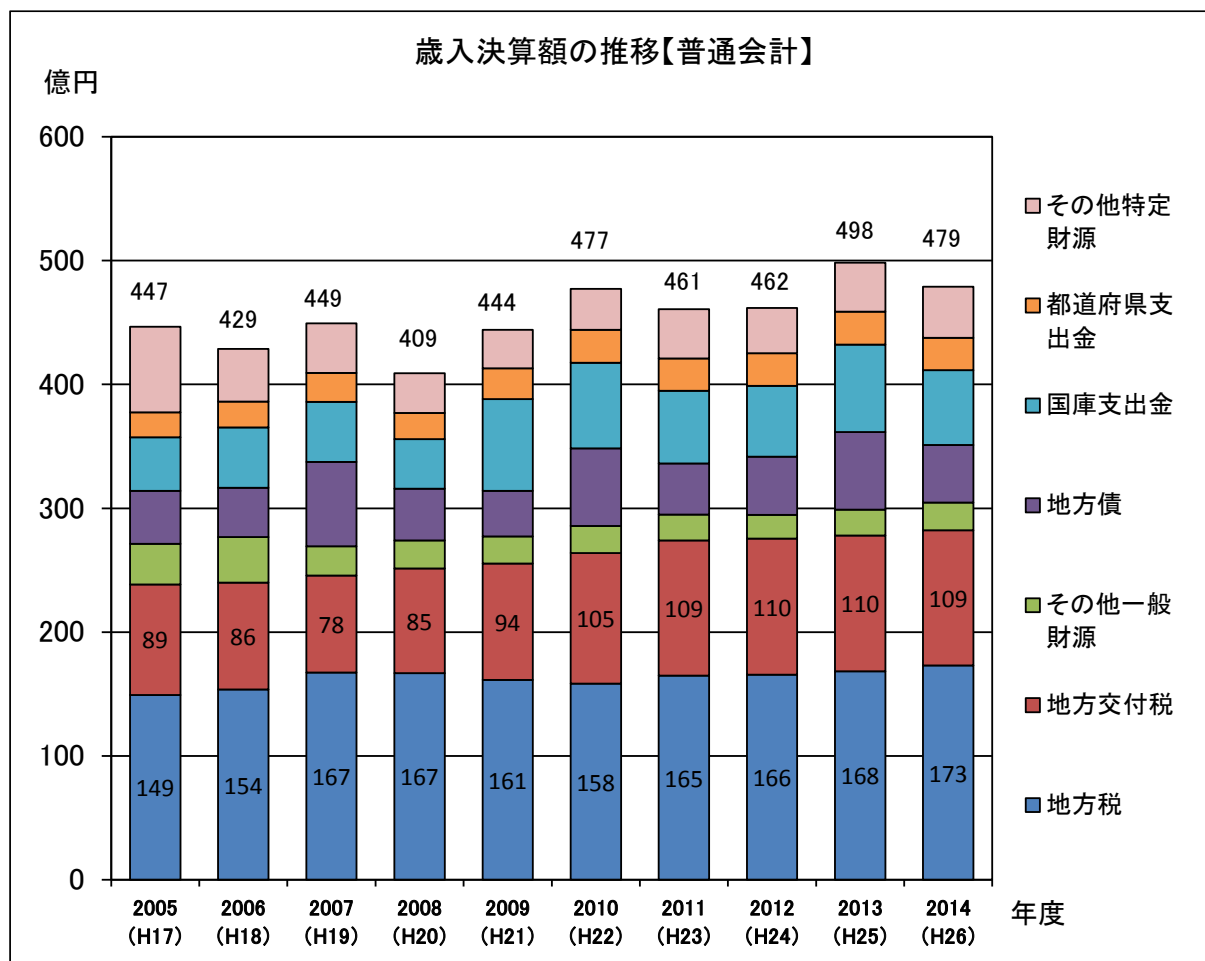


図2.4.1 伊勢市の歳入状況

(2) 歳出の状況

本市の平成26年度の歳出総額は約456億円です。平成17年度から10年間をみると、約400～480億円の間で推移しています。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）をみると、定員管理計画による職員数の削減により人件費が徐々に減少しているのに対し、扶助費がそれを超えて大幅に増加しており、義務的経費は増加傾向にあります。

一方、投資的経費については、年度によりバラツキがありますが、約40～70億円の間に推移しています。

- ▶ 将来の人口推計では、今後も老年人口比率の増加が推察されるため、義務的経費が財政全般を圧迫することが見込まれます。
- ▶ 義務的経費の増大により、投資的経費の確保が困難になることが想定され、公共施設等の更新を如何に進めていくかが大きな課題となります。

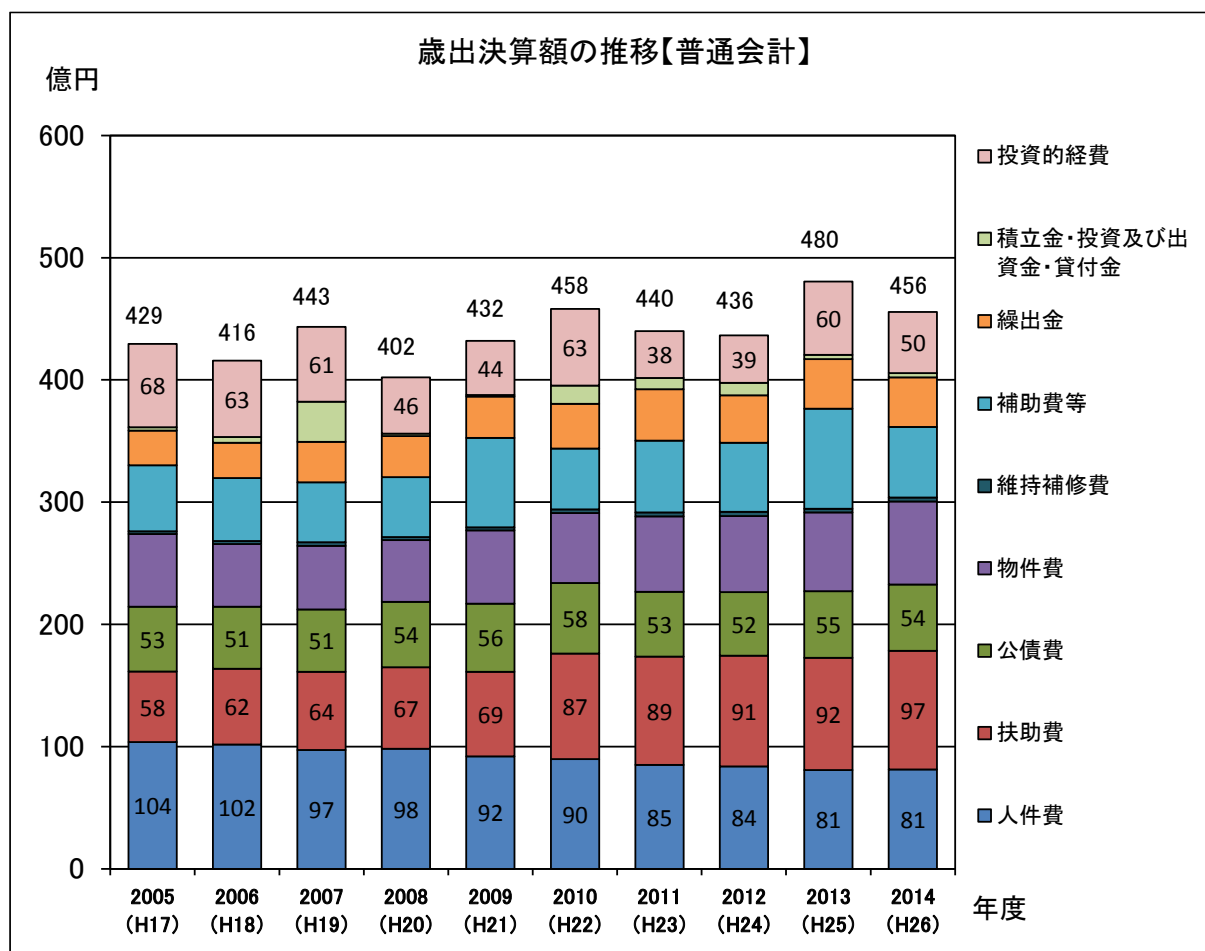


図2.4.2 伊勢市の歳出状況

(3) 公共施設等に係る更新等費用の見通し

本市が現有する公共施設をそのまま持ち続けた場合の更新費用と、インフラ資産に対し長寿命化対策等を実施しないと仮定した場合の更新等費用をそれぞれ試算して合計すると、2015年から2054年までの40年間では約4,169億円が必要となり、1年当たりでは約104億円となります。

また、公共施設、インフラ資産の別では、公共施設においては大規模改修や建替えといった更新費用が40年間で約1,771億円、1年当たりになると約44億円が必要となり、これは、直近5年間（平成22年度から平成26年度）の公共施設に係る投資的経費の平均額である約18億円の約2.5倍に当たります。

インフラ資産においては、更新及び新規整備費用が40年間で約2,398億円、1年当たりになると約60億円が必要となります。なお、直近5年間のインフラ資産に係る投資的経費の平均額は約64億円となっています。

- ▶ 将来の人口推計を踏まえた財政状況を勘案すると、上記で試算する公共施設等に係る投資的経費を確保することは困難であることが容易に想像され、今後、施設の統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが必要となります。

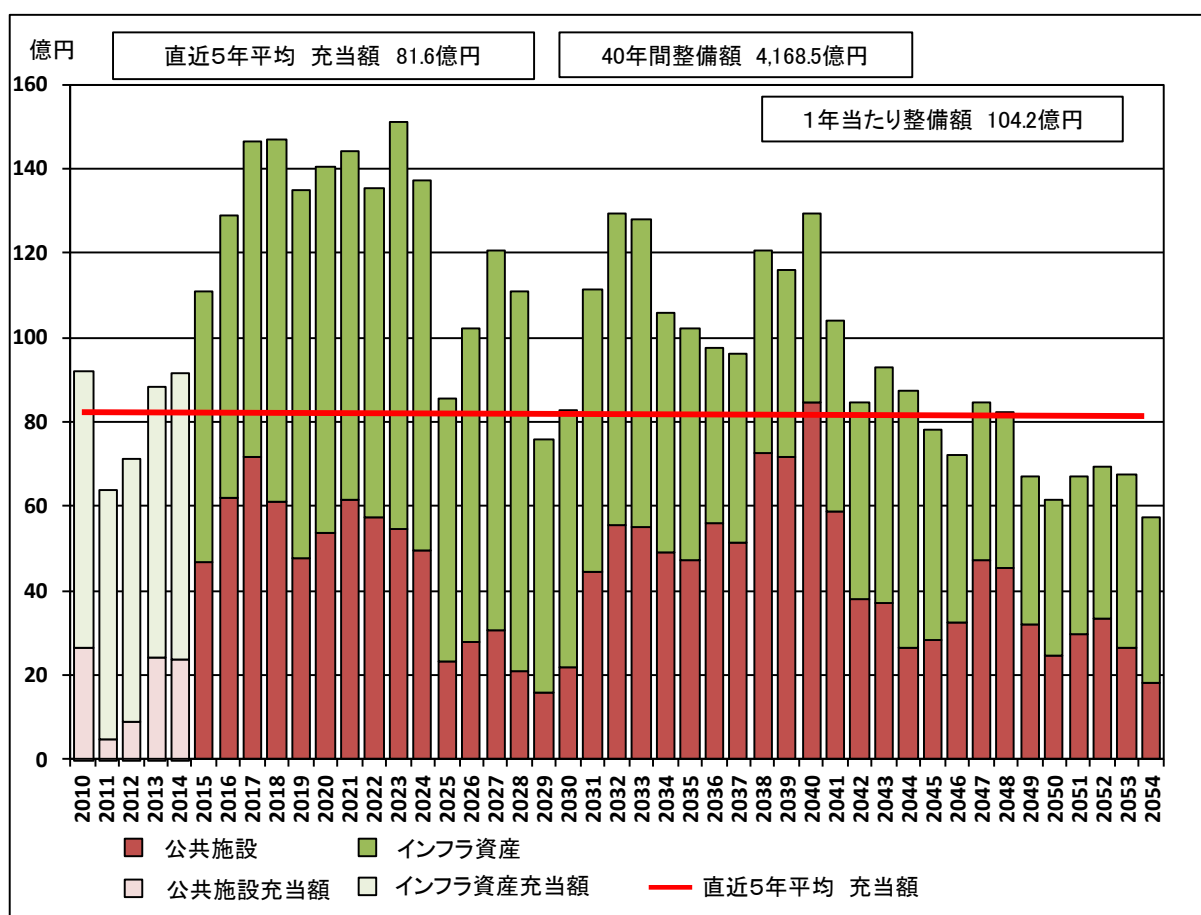


図2.4.3.1 将来の更新等費用の推計（公共施設+インフラ資産）

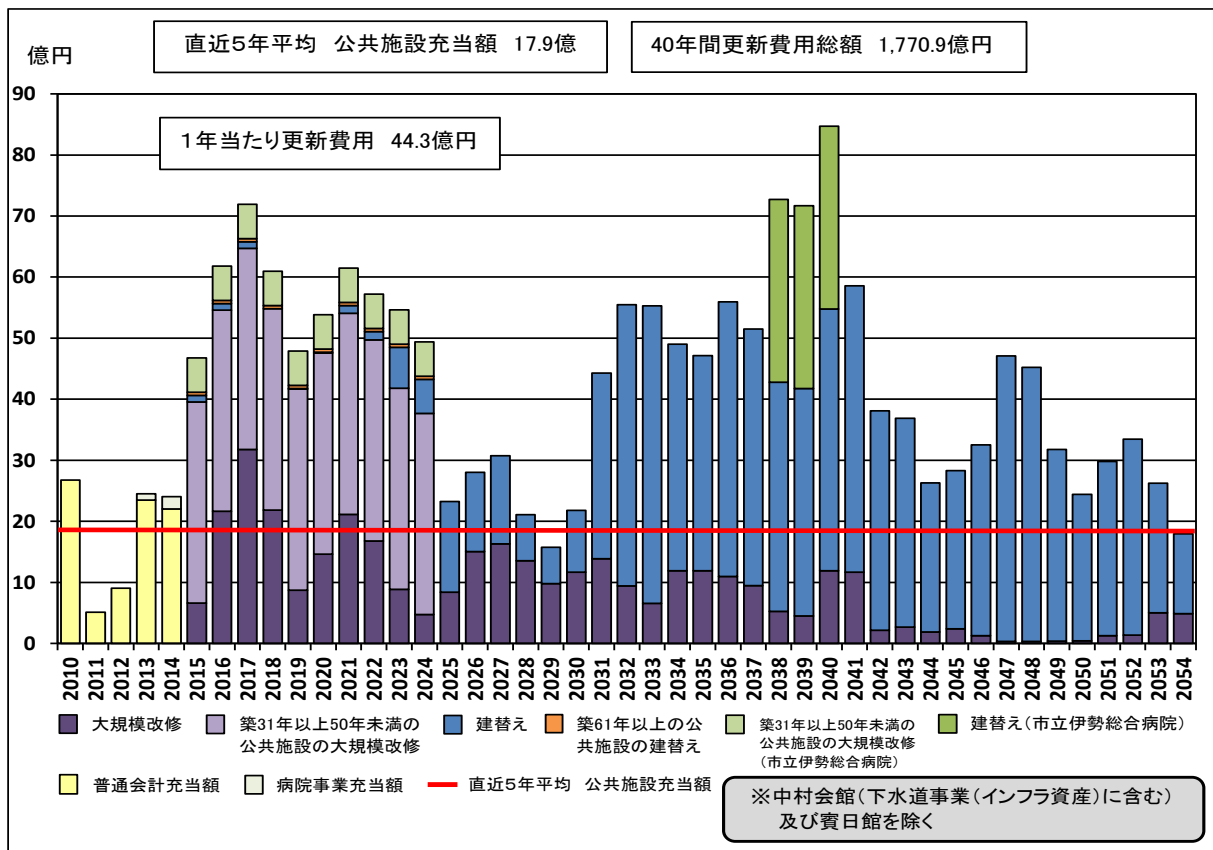


図 2. 4. 3. 2 将来の更新費用の推計 (公共施設)

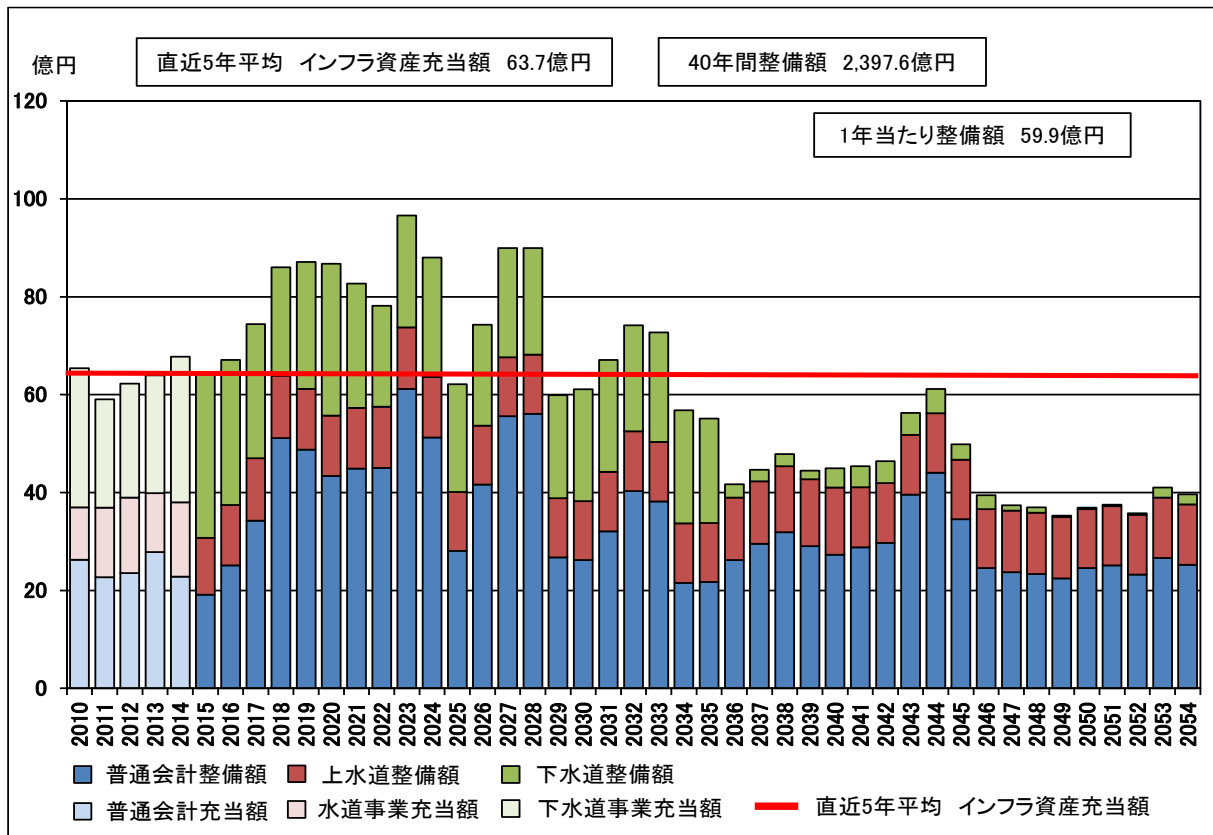


図 2. 4. 3. 3 将来の更新及び新規整備費用の推計 (インフラ資産)

2. 5 本市の現状と課題の基本認識

これまでに述べてきた、本市の公共施設、インフラ資産、人口、財政の現状を分析し総括すると、以下のとおりとなります。

✓ 現状のままでは、更新時期を集中的に迎え、財政負担が懸念される

本市の公共施設の多くは、昭和 40 年代半ば以降の昭和の時代に集中して建築されており、築後 30 年以上が経過し、老朽化の進んだ建物が全体の半数以上を占めています。それらを現状のまま持ち続けると、大規模改修や建替えといった更新時期を集中的に迎えることになり、更新需要に対する財政負担が懸念されます。

✓ 将来、公共施設等の更新は財政上の大きな課題となる

一方で、社人研推計に準拠した基準推計 1（P12 参照）により本市の将来推計人口の推移を見ると、総人口は、2010 年に 130,272 人だったものが 2060 年に 66,213 人となり、64,059 人減少する見込みです。また、2060 年の年齢 3 区分別人口及びその構成比率は、年少人口が 5,800 人で 8.8%、生産年齢人口は 33,308 人で 50.3%、老年人口は 27,105 人で 40.9%となる見込みです。

こうした生産年齢人口の減少においては、税制度が改正されない前提では、市民税収入が厳しくなることが見込まれます。また、老年人口比率の増加により、義務的経費が財政全般を圧迫することが見込まれます。

このように将来の人口推計を踏まえた財政状況を勘案すると、公共施設等に係る投資的経費を確保することは困難であることが容易に想像され、迫り来る公共施設等の更新を如何に進めていくかが大きな課題となります。

✓ 将来の公共施設等のあり方を確立することが求められる

人口構成の変化は、「財政力の低下」を引き起こすだけではなく、「公共施設に対するニーズの変化」に大きく影響を及ぼすことを認識しなければなりません。

そのため、今後は、現有施設の全てを維持・更新するのではなく、人口減少・少子高齢化社会における施設利用需要の変化を想定した、類型別の公共施設のあり方を検討し、重点化や優先順位付けが必要となります。また、インフラ資産については、市民の社会生活の基盤となるものですが、長期的な視点をもって財政負担の軽減を目指すことが求められます。

✓ それには、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要である

将来の伊勢市が、市民の皆様に安全・安心に公共施設等を利用いただくには、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う必要があります。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3. 1 基本的な考え方（共通方針）

本市の現状や課題を踏まえ、今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴う年齢構成の変化に応じたサービスの提供を行うため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行います。

その基本的な考え方としては、『財政負担の軽減及び平準化』と『安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供』を目指すこととし、本計画における共通方針とします。

基本的な考え方（共通方針）

○ 財政負担の軽減及び平準化

今後の公共施設等の改修及び更新にかかる全体的な費用を抑えるとともに、財政需要の偏りをできるだけ抑える必要があります。そのため、全ての公共施設等を対象として、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い施設保有量の最適化等を図ることにより、財政負担の軽減と平準化を目指します。

○ 安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供

一方で、安全・安心で快適な公共サービスを維持・向上させることを見失ってはなりません。将来人口の推計から、総人口の減少と年齢3区分別人口構成の変化に伴う公共施設等に係る利用需要の変化を認識する中で、安全・安心な行政サービスを一定程度確保していくため、必要な老朽化対策はもとより、施設の複合化による総合的な行政サービスの提供や、維持管理・運営手法の見直しを行いながら、時代のニーズに応じた適正な公共サービスの提供を目指します。

3. 2 基本方針

本計画の対象とする公共施設及びインフラ資産については、提供する公共サービスにおける役割に違いがあります。

公共施設、インフラ資産、それぞれに基本方針を定め目標を設定し、その達成を目指すことが適当であることから、共通方針のもと、基本方針の構成を次のとおりとします。

(1) 公共施設の基本方針

人口減少や年齢構成の変化に伴う、公共施設のニーズの変化に対応した供給の適正化に努めます。公共施設の重点化や整備の優先順位を設け、安全・安心の視点に立った中で、統合・廃止、更新時の複合化や規模縮小、運営手法の見直しを進め、供給量の適正化を図ります。

公共サービスの役割	○ 市民生活及び市民活動の場を提供する。
基本方針	○ 保有総量を抑制し、更新・維持管理費用を縮減する。 ○ ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を行う。 ○ 指定管理者制度やPPP/PFIなどの民間活力を活用する。 ○ 市民の安全・安心を担保する管理に努める。

(2) インフラ資産の基本方針

インフラ資産については、市民の日常生活や経済活動を支える重要なライフラインであるとともに、大規模災害時には、災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、耐震化など計画的な整備や維持修繕、更新等を行っていきます。また、費用の縮減については、既に敷設した道路や橋りょう、上水道、下水道等を廃止することにより総量を抑制していくことは難しいため、予防保全による長寿命化を行うことによりライフサイクルコストの縮減を目指すことに重点を置くとともに、新規整備については、市民の生命に関わる安全を確保することや生活環境を維持することを重視する中で優先度を計り実施することとします。

なお、上位計画や、既に策定されている長寿命化計画等※がある場合は、それとの整合に留意しながら適正な供給を目指します。

※橋りょう、トンネル等

公共サービスの役割	○ 日常生活や経済活動における重要な基盤である。 ○ 大規模災害時等に重要な基盤施設となる。
基本方針	○ ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を行う。 ○ 効率的な維持管理を進め、費用の縮減を図る。 ○ 新規整備は安全確保・生活環境維持を重視する中で優先度を計り実施する。 ○ 時代に応じた安全性・経済性を考慮した維持管理を行う。

3. 3 目標値の設定と目標達成の手段

本市の公共施設等の現状や将来人口とそれに伴う財政見通し等から、計画期間における目標値を次の考え方に基づき設定し、目標達成に向けた取組みを進めます。

<目標値設定の考え方と目標達成の手段>

- ① 計画期間における更新及び新規整備に係る費用の見込み額と人口規模から算出した充当可能額との差額を目標値とする。
- ② ①の目標値について、公共施設、インフラ資産別に目標値を設定する。
- ③ それぞれに中間目標を設定し、目標値を0（ゼロ）にすることを旨とする。
- ④ 目標達成の取組みは、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方から進める。
- ⑤ 目標達成の手段については、公共施設、インフラ資産それぞれの基本方針を踏まえ設定する。

(1) 目標値および中間目標

目標年度とする 2044 年度の将来人口は、「伊勢市人口ビジョン」においては、生産年齢人口で 4.9 万人を展望しています。

試算ソフト等を利用し算出した計画期間中の更新等に係る費用の見込み額と、上記の人口を基に算出した充当可能額との差額を目標値とし、2015 年度から 2044 年度までの 30 年間で、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方からの取組みで目標値 1,445 億円を 0（ゼロ）にすることを旨とします。

この目標値について、公共施設、インフラ資産別に 10 年ごとの中間目標を、試算ソフト等を利用し算出すると次表のとおりとなります。

なお、この目標値については、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進捗状況、上位計画・関連計画との整合、新公会計制度の導入に伴い整備する固定資産台帳を活用した分析などを踏まえ、充実・継続的な見直しを行うこととします。

計画期間	人口ビジョン将来人口 (2044 年生産年齢人口)	目標値 (0 (ゼロ) を目指す差額)
2015 年度～2044 年度	4.9 万人	1,445 億円

施設区分	中間目標			目標値 (0 (ゼロ) を目指す差額)
	2015 年度 ～2024 年度	2025 年度 ～2034 年度	2035 年度 ～2044 年度	2015 年度 ～2044 年度
公共施設	398 億円	198 億円	415 億円	1,011 億円
インフラ資産	217 億円	187 億円	30 億円	434 億円
合計	615 億円	385 億円	445 億円	1,445 億円

更新及び新規整備に係る費用の見込み額(※)・・・A

(単位：億円)

	2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
公共施設	565	345	544	1,454
普通会計	509	345	454	1,308
病院事業	56	0	90	146
インフラ資産	811	709	488	2,008
普通会計	424	367	308	1,099
水道事業	124	121	127	372
下水道事業	263	221	53	537
計（公共施設＋インフラ資産）	1,376	1,054	1,032	3,462

※公共施設は大規模改修及び建替えに係る更新費用、インフラ資産は更新及び新規整備費用

充当可能額(※)・・・B

(単位：億円)

	2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
公共施設	167	147	129	443
普通会計	161	142	125	428
病院事業	6	5	4	15
インフラ資産	594	522	458	1,574
普通会計	230	202	177	609
水道事業	126	111	97	334
下水道事業	238	209	184	631
計（公共施設＋インフラ資産）	761	669	587	2,017

※直近5年間の投資的経費・建設改良費のうち、市の保有財産の整備に要した額の平均額（公共施設17.9億円、インフラ資産63.7億円）を基に、2015年から2044年までの生産年齢人口の減少率（▲32%）を加味して算出

※充当可能額には、国・県支出金や地方債などを含む

目標値(0(ゼロ)を目指す差額)・・・A－B

(単位：億円)

	2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
公共施設	398	198	415	1,011
普通会計	348	203	329	880
病院事業	50	▲ 5	86	131
インフラ資産	217	187	30	434
普通会計	194	165	131	490
水道事業	▲ 2	10	30	38
下水道事業	25	12	▲ 131	▲ 94
計（公共施設＋インフラ資産）	615	385	445	1,445

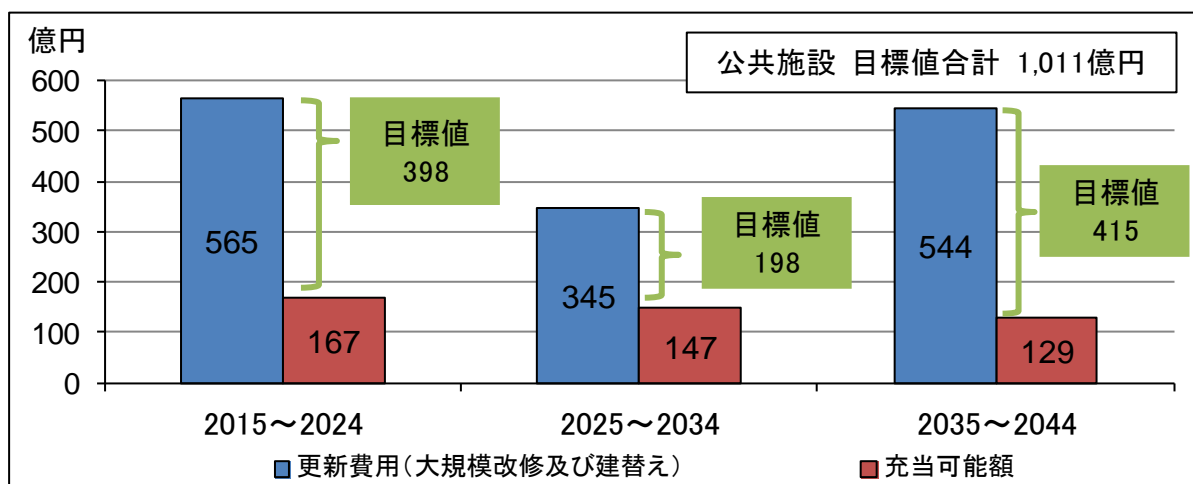


図 3. 3. 1. 1 目標設定のイメージ (公共施設)

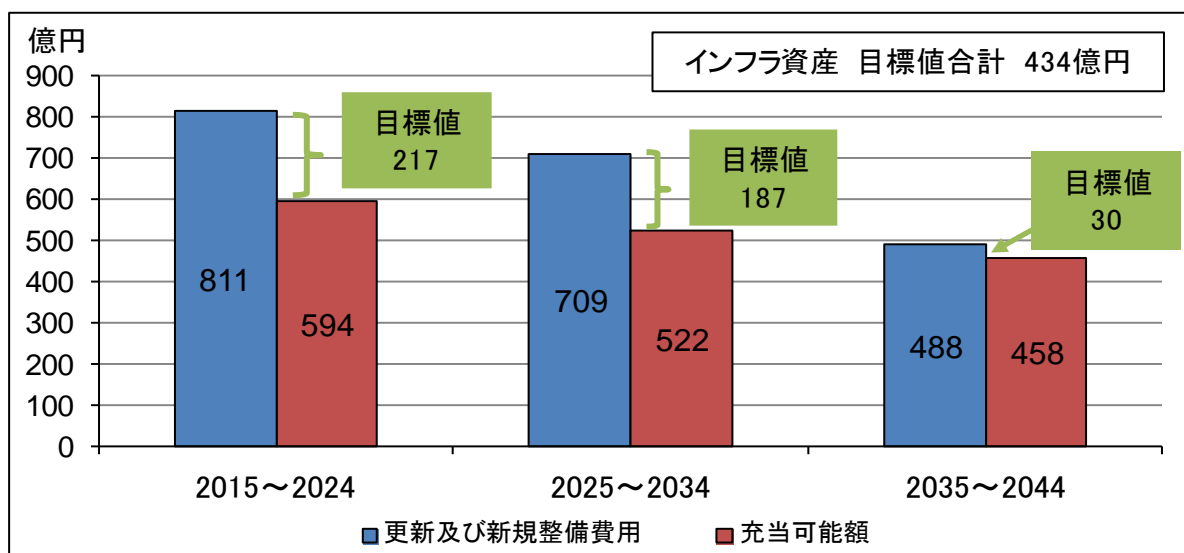


図 3. 3. 1. 2 目標設定のイメージ (インフラ資産)

(2) 目標達成の手段

目標を達成していくには、今後の年齢構成の変化に応じた施設保有量の最適化を図り、「更新等費用の抑制」を進めていくことが大前提になりますが、その一方で、「充当額の確保」も必要となります。目標値を設定するに当たっての充当可能額は、直近5年間（平成22年度から平成26年度）の投資的経費・建設改良費を基に算出しましたが、この期間中の費用レベル（この期間中の公共施設等の更新程度）での充当額で、今後迎える大規模改修や建替えといった更新を乗り越えようとするのは、当然無理があります。従って、将来のまちづくりにおける公共施設等のあり方を踏まえ、他の施策との優先度を計ることも必要となります。

目標の達成を目指し、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方から取組みを進めることとします。

(2) - 1 更新等費用を抑制する手段

「3. 2 基本方針」に記述するとおり、公共施設とインフラ資産では提供する公共サービスにおける役割の違いから、それぞれに基本方針を定めています。

このことから、基本方針を踏まえながら目標達成の手段を、次のとおりとします。

ア. 公共施設における目標達成の手段（更新等費用の抑制）

- ① 大規模改修や建替え時は、統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を積極的に行う。
 - ▶ 延床面積全体の 44.8% を占める学校施設の方針が、本計画進ちよくの大きな要素を占める
- ② 更新に際しては、適正な施設規模や更新時期（大規模改修を取り止めた更新の前倒しを含む）を設定する。
- ③ 適切な維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図る。
- ④ 運営手法の見直しを検討する。
- ⑤ 新たな公共サービスの提供が必要な場合は、既存施設（他管理施設を含む）の有効活用等での対応を第一とする。

イ. インフラ資産における目標達成の手段（更新等費用の抑制）

- ① 適切な維持管理を徹底し、資産の長寿命化を図る。
- ② 更新に際しては、適正な施設規模や更新時期を設定する。
- ③ 新規整備は、安全確保・生活環境維持を重視する中で優先度を計り実施する。
- ④ 民間活力の活用が可能なものについては検討を行う。
- ⑤ インフラ資産同士の更新工事時期の調整を図る。

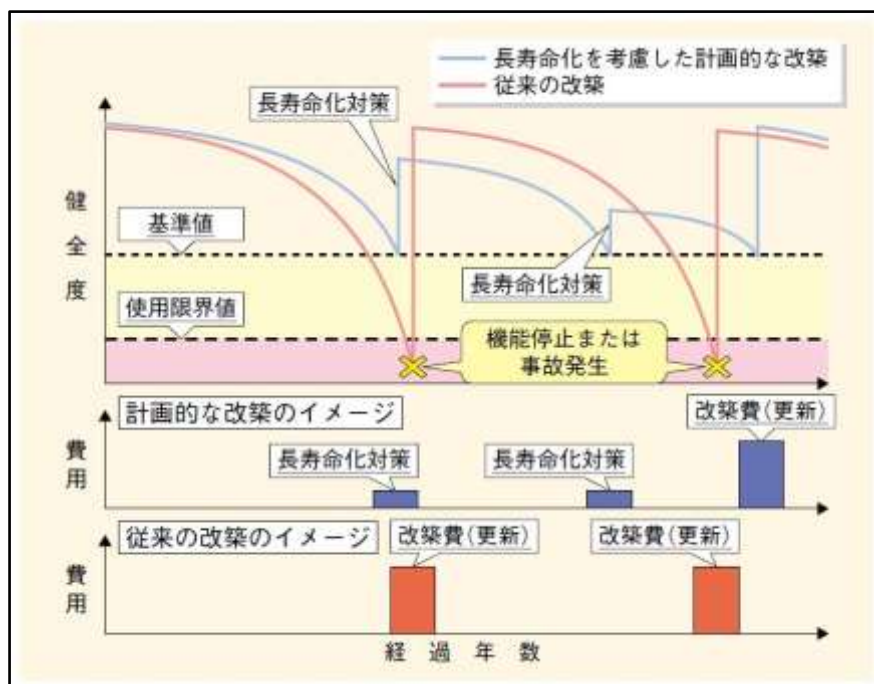


図3.3.2.1 予防保全対策による長寿命化を考慮したライフサイクルコストの低減

出典：平成20年度国土交通白書

手 段	取り組みイメージ	
<p>① 複合化</p> <p>複数の異なる機能（用途）の施設を1つの施設にまとめる。（既存施設の余剰・余裕スペースを活用する。複合して更新することを含める。）</p>		
<p>② 集約化</p> <p>複数の同一機能（用途）の施設を1つにまとめる。</p>		
<p>③ 転用</p> <p>複合化や集約化等で余剰となった施設のうち、利用可能な施設を異なる機能（用途）の施設として活用し、全体保有量を減らす。</p>		
<p>④ 運営手法の見直し</p> <p>事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ委ねる（指定管理者制度、民間委託、地域への譲渡等）。</p>		
<p>⑤ 民間施設の活用</p> <p>周辺の民間施設を活用する。</p>		
<p>⑥ 廃止</p> <p>使用を止め、除却する。</p>	<p>⑦ 譲渡</p> <p>使途を限定せず、地域や民間に譲渡する。</p>	

図 3.3.2.2 「公共施設における目標達成の手段」の取り組みイメージ

(2) - 2 充当額を確保する手段

「3. 3 (2) 目標達成の手段」に記述するとおり、更新等費用の抑制だけで目標を達成することは難しいことから、更なる充当額の確保が必要となります。

このことから、目標達成を目指した充当額を確保する手段を、次のとおりとします。

ア. 公共施設における目標達成の手段（充当額の確保）

- ① 施設の廃止後の跡地を売却し、売却益を得る。
- ② 施設への有料広告制度の導入などを検討する。
- ③ 延床面積を縮減することにより、縮減される維持管理経費を更新等の経費に充てる。
- ④ 施設の更新時には、経済性と合理性を意識した長期的に維持管理がしやすい施設にし、縮減される維持管理経費を更新等の経費に充てる。
- ⑤ 国県等の可能な限り有利な交付金等の財源措置を活用する。
- ⑥ 基金の創設を視野に入れながら、予想される財政需要の山に対応する。
- ⑦ 受益者負担の適正化を図る。

イ. インフラ資産における目標達成の手段（充当額の確保）

- ① 受益者負担の適正化を図る。（上水道・下水道）
- ② 国県等の可能な限り有利な交付金等の財源措置を活用する。
- ③ 基金の創設を視野に入れながら、予想される財政需要の山に対応する。

3. 4 具体的な実施方針

公共施設等の管理に関する具体的な実施方針を以下のとおりとします。

(1) 日常的な施設管理に係る実施方針

① 点検・診断等の実施方針

公共施設

インフラ資産

施設の劣化・破損の早期発見と健全度の把握を目的とする予防保全の考えに立ち、日常的・定期的な点検を行うとともに、必要に応じ診断を行うことを基本とします。

また、点検・診断した結果等の記録については、データベース化して情報として蓄積することで、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かすとともに、本計画の見直しに反映して計画の充実を図ることとします。

② 維持管理・修繕等の実施方針

公共施設

インフラ資産

市民の生命や施設の耐久性に関わる程度を判断しながら、予防保全の考え方による維持管理（点検・調査と補修）を行い、平常時の安全確保や災害時の機能維持を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。特にインフラ資産については、市民の日常生活や経済活動に直結する重要なライフラインであり、大規模災害時には災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、適切な維持管理を行います。

また、維持管理・修繕等の履歴をデータベース化して情報として蓄積することで、老朽化対策等に活かすとともに、本計画の見直しに反映して計画の充実を図ることとします。

なお、大規模な改修については、本市が将来にわたって保有する公共施設について行うほか、民間等へ譲渡する方針としている公共施設は検討対象とします。

※ 大規模な改修 …… 老朽箇所の修繕の際、他の部分をまとめて当初の機能を超えて改修する

③ 長寿命化の推進方針

公共施設

インフラ資産

定期的な点検や診断により施設の劣化・破損の有無や兆候・状態を把握し、事後保全ではなく、計画的に適切な処理を行うことで施設機能の損失を未然に防ぐ予防保全を行い、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、本市において既に策定されている個別の長寿命化計画については、本計画における方向性や方針との整合を図りながら、推進していきます。

なお、今後、新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画における方向性や方針との整合を図るものとします。

④ 安全確保の実施方針 **公共施設** **インフラ資産**

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、直ちに使用を停止することとし、今後も利用していく方針の施設の場合は、修繕して機能維持を図り、将来利用して行く方針でない施設の場合は、解体・撤去して安全を確保するとともに、土地の有効活用を検討します。

また、老朽化、複合化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設についても、解体・撤去して安全を確保するとともに、土地の有効活用を検討します。

⑤ 耐震化の推進方針 **公共施設** **インフラ資産**

地震の発生による大規模災害に備えて、一部の耐震化が十分でない公共施設については、その利用状況や耐震化にかかる費用等を勘案し、必要なものについては耐震化を行います。なお、現状では、災害時の拠点施設（市立伊勢総合病院を除く）については、耐震化は完了しています。

インフラ資産は、日常生活や経済活動だけでなく、大規模災害時等において重要な基盤施設となることから、施設ごとに耐震化対策を実施することとします。

(2) 施設の更新、統合、廃止等に係る実施方針

① 更新の実施方針 **公共施設** **インフラ資産**

公共施設等の更新の考え方については、本市が将来保有する方針とする施設のみ、更新するものとします。

更新に際しては、適正な施設規模（複合化・集約化を含む）とそれに係る維持経費、他施設との統合も視野に入れた適正な更新及び時期を考慮することが必要です。

また、更新履歴をデータベース化して情報として蓄積することで、老朽化対策等に活かすとともに、本計画の見直しに反映して計画の充実を図ることとします。

② 統合（複合化・集約化）・廃止（除却）の推進方針 **公共施設**

施設保有量を抑制していく必要から、公共施設の統合、廃止（除却）を、今後の施設管理の基本として推進していきます。

公共施設の使用状況や老朽化等を踏まえ、施設全体の将来的に必要とする延床面積を把握した上で、全体として延床面積を減少させることを目指し、複合化、集約化を進めることとし、必要性が低い施設は廃止（除却）します。

なお、検討にあたっては、民間活力の活用（運営手法の見直し、民間施設の活用等）も十分考慮することとします。

③ 総量規制の範囲内での新規整備方針 **公共施設** **インフラ資産**

公共施設については、新たな施設整備を検討する必要がある際には、既存施設の有効活用や国・県・民間施設の貸借等の方策での対応を検討します。このような既存施設等での対応が難しい場合には、中長期的な視点での総量縮減やライフサイクルコストの縮減を十分考慮しながら、新規施設の整備を検討します。

インフラ資産の新規整備については、市民の生命に関わる安全を確保することや生活環境を維持する上で必要な整備であるかを重視するとともに、優先度を計り、実施することとします。

④ ユニバーサルデザイン化の推進方針 **公共施設** **インフラ資産**

公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

(3) その他、計画推進に向けた実施方針

① 民間活力の活用方針 **公共施設** **インフラ資産**

民間の資金や技術・ノウハウ、創意工夫を活用し、財政負担を軽減させる仕組みとして、指定管理者制度の拡大やPPP/PFI等の導入のほか、施設への有料広告制度などについて、検討を行います。

インフラ資産についても民間活力の活用が可能な部分について検討を行います。

なお、民間活力の活用を図るには、公共施設等に関する情報の積極的な公開に努める必要があります。

② 広域連携の検討方針 **公共施設** **インフラ資産**

伊勢志摩定住自立圏における広域連携を一層強めていく観点も含め、公共施設等の統合、廃止、更新や新規整備にあたっては、近隣自治体との連携（相互利用、共同運用等）も視野に入れていきます。

また、国・県との広域連携の可能性についても検討を行います。

③ 受益者負担の適正化方針 **公共施設** **インフラ資産**

施設の目的や利用状況に応じて、施設の利用率・稼働率の向上や、料金（使用料）設定、減免制度の見直しなど、受益者負担の適正化を図ります。

インフラ資産のうち、上水道及び下水道は受益者負担を原則とするものことから、受益者負担の適正化を図ります。

④ 資産の基礎情報の管理 **公共施設** **インフラ資産**

公共施設等に関する固定資産台帳等から、建設年（耐用年数）、稼働率等の施設が有する基礎情報の管理を行い、公共施設等の管理方針等を検討する際の情報把握に努めます。

3. 5 公共施設の整備方針を定める方法

公共施設の将来の方向性を導き出すための具体的な手順を以下のとおりとします。

① 施設カルテを作成する

公共施設の使用状況、耐用年数、修繕履歴、更新等費用の管理情報等を整理した、施設カルテを作成します。

施設カルテ記載事項
a 施設類型
b 建設年（耐用年数） ⇒ 老朽化の度合い
c 使用状況 ⇒ 現状・将来人口に基づく今後の使用見込み（ニーズの変化）
d 維持管理経費 ⇒ 維持費用（簡易修繕を含む）、大規模改修費用、更新費用
e 点検・診断・維持管理・修繕・更新等の履歴
f 使用料（収入額）
g 施設区分（地域・広域） ⇒ 公共サービスの対象範囲
h 運営方法
i 統合、転用の可能性
j 修繕・更新の見通し
k その他

② 施設類型別及び地域別の適正保有量を把握する

将来の人口減少や年齢構成の変化に応じた施設の利用ニーズ及び財政の見通しと、安全・安心を担保する視点から、目標の達成を見据え、施設類型別及び地域別の適正保有量を把握します。

<地域別の適正保有量の把握方針>

地域別の適正な保有量については、その地域で将来において提供していくサービスの内容や必要性を検討し、地域別の施設配置の考え方を整理していかなければなりません。

そのため、各施設が提供する公共サービスの及ぶ範囲を地域別に区分し、地域別の適正な施設配置を検討することとします。

地域別の施設配置の基本方針および地域別サービスの及ぶ範囲での施設区分の見方を、次のとおりとします。

地域別の施設配置の基本方針
○ 地域における行政サービスのあり方を視野に入れて施設配置を考えます。
○ 近隣市町との相互利用や共同運用等が可能な施設について、その方法も視野に入れて検討します。
○ 津波想定浸水範囲内に立地する施設については、範囲外の施設との複合化等と合わせ、津波発生時の避難対策の充実を最優先します。

■ 地域別サービスの及ぶ範囲での施設区分の見方

施設区分	サービス範囲の見方
地域施設	提供する公共サービスの対象範囲が各地域に限定される施設
広域施設	提供する公共サービスの対象範囲が市域全域に及ぶ施設

③ 施設類型別計画を策定する

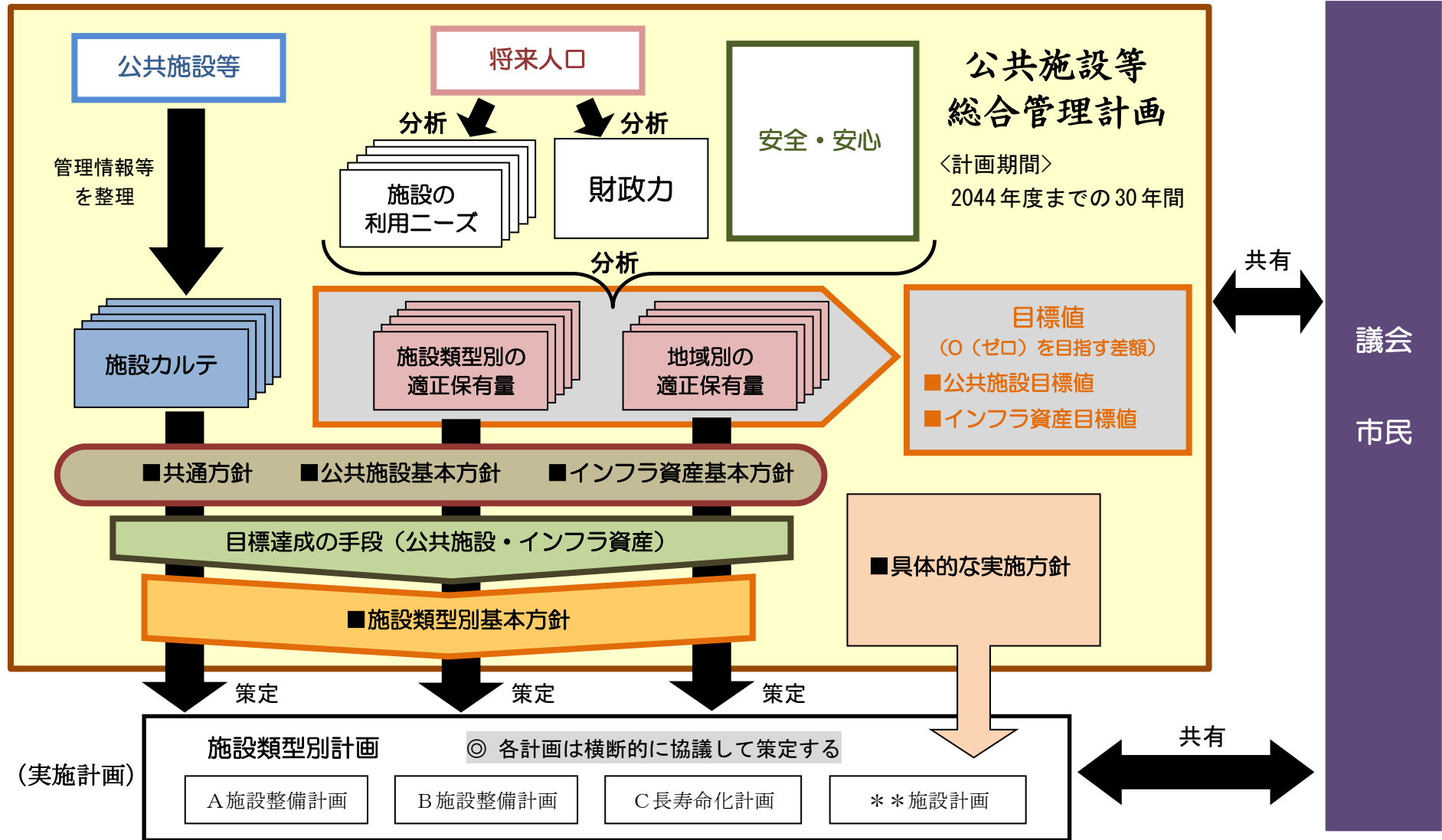
基本方針や実施方針等を踏まえながら、施設カルテ、施設類型別及び地域別の必要保有量を総合的に分析・評価して、将来、保有を続ける施設、供用を廃止していく施設、他の施設へ統合（複合化・集約化）していく施設等を検討し、施設類型別計画を策定します。

なお、施設個々の評価については、他の施設類型の施設所管部署や作業部会と横断的に協議して、保有量の削減を目指すとともに、議会や市民とその考え方を共有します。

また、検討にあたっては、民間活力の活用（運営手法の見直し、民間施設の活用等）や近隣市町との広域連携（相互利用、共同運用等）も十分考慮することとします。

施設個々の評価の種類	
A 使い続ける	<ul style="list-style-type: none"> a. そのまま使い続ける（集約を含む） b. 他施設機能を複合して使い続ける c. 他の機能に転用して使い続ける d. 運用方法を見直して使い続ける。
B 使い続けない	<ul style="list-style-type: none"> e. 市の管理を止め、民間等へ譲渡する f. 市の他施設や民間施設等へ機能を複合・集約・移転し、当施設の役目を終え除却する g. 除却する

公共施設等の将来の方向性を導く手順



第4章 推進体制

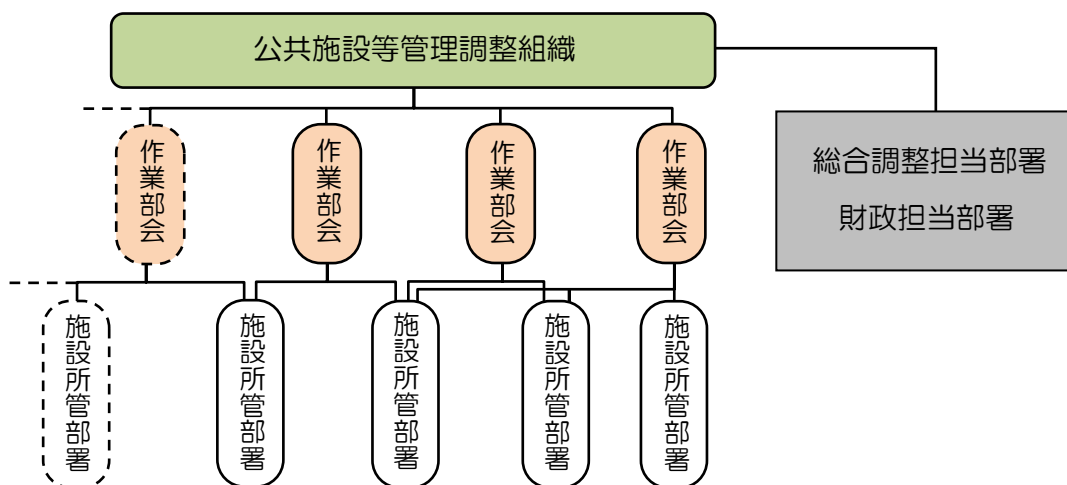
4. 1 全庁的な取組体制の構築

行政財産の管理の現状は、所管する所属部門において行政目的別に個別に管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されているとは言えません。

今後、本計画の策定を受け、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に向けて、庁内に関係部局長等により構成される公共施設等管理調整組織を設置し、部局横断的に検討を進める体制を整備します。また、必要に応じてその下部組織として、公共施設等の所管所属長等により構成される作業部会を設置し、具体的な協議・調整や取組みを進めます。

それぞれの公共施設等の所管部署においては、本計画に定める目標の達成を目指し、公共施設等管理調整組織や作業部会等での協議・調整を経て、施設類型別計画や長寿命化計画を策定します。

なお、本計画及び施設類型別計画の進行管理については、公共施設等の全体的な情報を管理・集約し総合調整を行う担当部署を設置することとし、財政担当部署との連携を図りながら、適切な管理と推進を実施します。



■各組織の役割

種類	役割
公共施設等管理調整組織	<ul style="list-style-type: none"> 目標の達成に向け、横断的に協議し、公共施設等の管理方針を決定する。 本計画の進捗を把握し、推進を図る。
総合調整担当部署・財政担当部署	<ul style="list-style-type: none"> 事務局として本計画、施設類型別計画の総合調整をする。
作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 同一の施設類型に関係する全ての施設所管部署で、施設類型別計画や長寿命化計画を策定し、進捗を図る。 異なる施設類型間で協議し、施設の統合等を検討する。
施設所管部署	<ul style="list-style-type: none"> 施設類型別計画や長寿命化計画を策定し、進捗を図る。 施設カルテを作成する。

4. 2 財政との連携

本計画の推進にあたっては、前述の総合調整を行う部署と財政部署との連携が重要であることから、施設類型別計画の策定・実施時や、更新等費用の財政措置などにあたり、緊密に連携しながら実施していきます。

また、今後の公共施設等の改修・更新には、多額の費用が集中的に必要なことが見込まれることから、本計画においては財政負担の軽減と平準化を目指すこととしていますが、財政需要の集中を分散できないことも想定しなければなりません。そのため、将来の財政需要に対する資金の確保を計画的に行うため、基金の創設を視野に入れながら検討します。

4. 3 情報の管理と共有

本計画の取組みを全庁的なものとするため、職員研修を行うなど、情報共有と意識の醸成を図ります。また、公共施設等の適切な維持管理・更新を行うためには、技術的検証が必要であることから、専門的な知識を有する職員の育成を図ります。

4. 4 フォローアップの実施方針

本計画の進ちょく状況については、公共施設等管理調整組織において、施設の点検・診断結果や維持管理・修繕・更新等のデータベース化された管理情報をはじめ、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進ちょく状況など、様々な情報を把握する中で評価を行い、必要に応じ計画を改訂し、目的達成に向け適宜充実させていきます。

また、新公会計制度の導入に伴い整備する固定資産台帳を活用し、更なる詳細な分析が可能となった場合には、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込みの算出や本計画の基本的な方針等を充実、精緻化していきます。

なお、評価結果等は、議会へ報告するとともに市ホームページ等でお知らせすることとします。

4. 5 議会や市民との情報共有

公共施設等は住民の生活に密着した行政サービスを提供するための資源であり、本計画を推進するにあたっては受益者の理解が必要であるため、本計画の内容や必要性について議会や市民の理解を得られるよう周知等に努めます。

また、地域の公共施設等のあり方を検討していく際は、可能な限り市民との対話の機会を設けます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとの現状と課題からその特性を踏まえ、今後、施設類型別計画を策定していくうえでの基本的な考え方を基本方針とし、以下のとおりとします。

5. 1 施設類型ごとの基本的な方針（公共施設）

平成 27 年 4 月 1 日時点で保有する公共施設を対象に、伊勢市公共施設マネジメント白書及び財務会計システムの公有財産管理支援登録データを参考に整理しています。

※ 分類「その他」の施設については、施設類型ごとの基本的な方針を持たず、共通方針及び公共施設の基本方針等に従います。

※ 各施設の利用者数等の実績値は、平成 26 年度の数値としています。

(1) 市民文化系施設

(1)-① 集会施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設全数に対する割合	
集会施設	66	19,382 m ²	4.9%	市民館(3)、地区集会所(6)、教育集会所(3)、旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御菌公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数	施設名	利用者数
黒瀬市民館	1,300	二見公民館	7,800
朝熊市民館	2,300	小俣公民館	31,000
大久保市民館	190	御菌公民館	8,200
朝熊地区集会所	100	高麗広公民館	1,800
大久保地区集会所	90	下小俣公民館	2,800
黒瀬地区集会所	2,100	高畑公民館	110
竹ヶ鼻地区集会所	0	新高公民館	3,600
中須地区集会所	2,000	高向公民館	1,600
一之木地区集会所	480	王中島公民館	1,400
小木教育集会所	960	新開公民館	4,100
朝熊教育集会所	2,500	上長屋公民館	1,700
黒瀬教育集会所	2,600	中長屋公民館	380

(単位：人)

施設名	利用者数	施設名	利用者数
下長屋公民館	450	明野公民館	1,700
上條公民館	2,000	宮前公民館	840
小林公民館	550	上惣公民館	830
上條公民館分館	390	朝熊ふれあい会館	4,300
村松町民会館	3,100	中村会館	500
東豊浜町土路区町民会館	1,200	矢持会館	2,100
西豊浜町上区町民会館	2,300	二見健康管理増進センター	1,300
柏町民会館	1,000	三津コミュニティセンター	2,300
船江会館	8,000	江コミュニティセンター	2,000
坂東会館	3,000	西コミュニティセンター	2,700
有滝町民会館	690	光の街コミュニティセンター	5,600
小川町民会館	1,200	今一色コミュニティセンター	1,400
田尻町民会館	900	みなとデイサービスセンター (神社地区コミセン・神社支所)	会議室なし
辻久留台会館	2,100	大湊地区コミュニティセンター (大湊支所)	1,400
昭和苑会館	3,100	宮本地区コミュニティセンター (宮本支所)	3,300
檜原町民会館	1,600	浜郷地区コミュニティセンター (浜郷支所)	2,100
東大淀町民会館	4,300	豊浜地区コミュニティセンター (豊浜支所)	920
植山町民会館	850	北浜地区コミュニティセンター (北浜支所)	2,400
溝口会館	2,300	城田地区コミュニティセンター (城田支所)	3,000
小俣北部公民館	6,000	四郷地区コミュニティセンター (四郷支所・四郷小学校に併設)	10,000
湯田公民館	2,800	沼木農村環境改善センター (沼木地区コミセン・沼木支所)	2,300

会議室等

・市民館は、全施設において会議室等を有しており、無料で貸出しています。ただし、目的外に使用するときには有料です。地区集会所は、全施設において会議・集会室等を有しており、無料で貸出しています。教育集会所は、全施設において会議・集会室等を有しており、無料で貸出しています。旧中央公民館は、全施設において会議・研修室等を有しており、有料で貸出しています。自治会指定管理施設は、会議室等を有している施設があり、有料又は無料で貸出しを行っています。支所併設コミュニティセンターは、神社地区コミュニティセンターを除く全施設が、会議・集会機能を有しており、有料で貸出しています。

運営方法

- ・市民館及び地区集会所は、全て市の直営ですが、地区集会所は常駐職員の配置はありません。教育集会所は、全て直営ですが、小木教育集会所は常駐職員の配置はありません。旧中央公民館は全て直営です。自治会指定管理施設は、全て自治会等が指定管理事業者として管理を行っています。支所併設コミュニティセンターは、支所の職員等が管理運営を行っています。

耐震性

- ・高麗広公民館の一部を除き、耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築 30 年を超えており、老朽化が進んでいます。

■施設類型別基本方針〈集会施設〉

- 施設の設立時から社会背景が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、稼働率が極端に低い施設については、廃止を検討する必要があります。その他の施設については、施設の複合化や集約化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、更なる効率化を図ります。

(1)-② 文化施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
文化施設	6	17,982 m ²	4.5%	観光文化会館、いせ市民活動センター、伊勢市生涯学習センター、二見生涯学習センター、小俣図書館生涯学習施設、ハートプラザみその(多目的ホール)

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
観光文化会館	122,000
いせ市民活動センター（北館）	49,000
いせ市民活動センター（南館）	11,000
伊勢市生涯学習センター	156,000
二見生涯学習センター	7,100
小俣図書館生涯学習施設	19,000
ハートプラザみその（多目的ホール）	27,000

会議室等

- ・全ての施設がホールや会議室等を有しており、有料で貸出を行っています。

運営方法

- ・運営方法は、二見生涯学習センターは直営であり、その他の施設は、指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化の進んだ施設が一部あります。(観光文化会館、いせ市民活動センター)

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

■施設類型別基本方針<文化施設>

- ホールや会議室等の機能の必要性を見直し、他施設の機能を集約する等の有効活用を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、類似施設の立地状況や、市全体の配置バランス、利用状況等を踏まえ、統廃合等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(2) 社会教育系施設

(2)-① 図書館

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設全数に対する割合	
図書館	2	5,657 m ²	1.4%	伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハートプラザみその)は含めていません

<現状・課題>

利用者数等

(単位：人)

施設名	利用者数	貸出冊数
伊勢図書館	94,000	40万冊/年
小俣図書館	67,000	30万冊/年

運営方法

- ・両図書館ともに指定管理者制度が導入されており、効率的な運営を行っています。

耐震性

- ・2つの図書館は共に新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。

安全性

- ・両図書館ともにバリアフリー対応が行われています。

■施設類型別基本方針<図書館>

- 図書館は、年間延べ16万人以上の市民が利用し、延べ70万冊が貸し出されている重要な生涯学習施設であるため、今後も図書館サービスの提供を継続する必要があります。
- 図書館サービスの提供にあたっては、サービスの質の確保と管理運営の効率化を念頭に置きます。
- 施設の更新は、将来的なニーズを見定め、施設の統合及び適切な規模、利便性等に留意し検討を行う必要があります。

(2)-② 博物館等

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設全数に対する割合	
博物館等	5	4,366 m ²	1.1%	賓日館、伊勢河崎商人館、古市参宮街道資料館、尾崎罎堂記念館、山田奉行所記念館

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
賓日館	35,000
伊勢河崎商人館	19,000
古市参宮街道資料館	11,000
尾崎罎堂記念館	13,000
山田奉行所記念館	4,300

会議室等

- ・全ての施設が貸室を有しています。

入館料

- ・賓日館、伊勢河崎商人館、尾崎罎堂記念館が有料、その他の2施設は無料です。

運営方法

- ・全ての施設に指定管理者制度が導入されており、効率的な運営を行っています。

耐震性

- ・耐震性が確保されていない施設が一部あります。(賓日館、伊勢河崎商人館)

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設があります。(賓日館、伊勢河崎商人館)

■施設類型別基本方針<博物館等>

- 築年度が古く耐震性が確保されていない施設の耐震化については、安全性はもとより、耐震化により文化財としての価値を損なわないか、利用状況、費用、引き続き使用すべき施設か否かも含めた慎重な検討が必要です。
- 施設の運営・維持管理については、貸室の利用率の向上、維持管理の更なる効率化を図ります。
- 施設の更新にあたっては、利用状況等を勘案しながら、配置数の縮小を検討する必要があります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

(3)-① スポーツ施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
スポーツ施設	10	15,031 m ²	3.8%	市営庭球場、倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、小俣総合体育館、やすらぎ公園プール、御菌B&G海洋センター、 ※建物のない施設は含めていません。

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
市営庭球場	41,000
倉田山公園野球場	52,000
伊勢フットボールヴィレッジ	131,000
市民武道館	5,500
二見体育館	7,200
二見グラウンドミーティングセンター	1,500
小俣児童体育館	8,400
小俣総合体育館	75,000
やすらぎ公園プール	11,000
御菌B&G海洋センター	20,000

配置状況

- ・地域によって施設の配置状況に偏りがみられます。

利用料金

- ・利用者の属性や単位時間あたりなど多様な区分で、利用料金が設定されています。

運営方法

- ・小俣総合体育館、小俣児童体育館は業務委託、その他は直営で行っています。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設があります。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

■施設類型別基本方針<スポーツ施設>

- スポーツ施設については、公共施設としての必要性、周辺の民間施設とのすみわけを考慮しつつ、施設の利用状況、地域ごとの配置バランス等を勘案し、適正な配置に努めます。
- 利用者数が少なく、老朽化が進んでいる施設は廃止を含め、検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、指定管理者制度導入施設を増やすなど、更なる効率化を図ります。

(3)-② レクリエーション施設・観光施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
レクリエーション施設・観光施設	6	1,121 m ²	0.3%	神社海の駅、河崎川の駅、二軒茶屋川の駅、宇治浦田観光案内所、伊勢市駅手荷物預かり所、二見浦海水浴場(レストハウス・ビーチハウス)

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
神社海の駅	4,200
河崎川の駅	870
二軒茶屋川の駅	870
宇治浦田観光案内所	63,000
伊勢市駅手荷物預かり所	51,000
二見浦海水浴場(レストハウス・ビーチハウス)	19,000

会議室等

- ・神社海の駅は、集会機能を有しています。

運営方法

- ・指定管理者制度によるものが1施設(神社海の駅)あります。

耐震性

- ・耐震性が確保されていない施設が一部あります。(神社海の駅、河崎川の駅)

■施設類型別基本方針<レクリエーション施設・観光施設>

- 地域の観光資源等の分布状況や活性化の観点から、公共施設としての必要性、周辺の民間施設の状況等を考慮しつつ、施設の利用状況等を勘案し、適正な配置を行います。
- 採算性の高い施設については、民営化を検討します。
- 施設の更新にあたっては、利用状況等を勘案しながら検討を行います。
- 利用者数が少なく、老朽化が進んでいる施設は廃止等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、指定管理者制度導入施設を増やすなど、更なる効率化を図ります。

(4) 産業系施設

(4)-① 産業系施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設全数に対する割合	
産業系施設	7	5,787 m ²	1.5%	産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢

<現状・課題>

目的

- 産業支援センターは、「産業の活性化と雇用の安定及び確保」であり、労働福祉会館は、「労働者の福利増進及び市民の文化向上に寄与すること」、サンファームおばたは、「農業と農村の活性化」、郷の恵「風輪」は、「地域の産物を活用した地域住民と都市住民等の交流、及び地域の活性化」、民話の駅蘇民は、「農村地域資源を活用した農村の活性化」、小俣農村環境改善センターは、「快適な農村づくりの推進」、サンライフ伊勢は、「勤労者の福祉の増進に寄与すること」です。

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
産業支援センター	3,400
労働福祉会館	13,000
農産物直売所サンファームおばた	97,000
郷の恵「風輪」	13,000
民話の駅蘇民	138,000
小俣農村環境改善センター	44,000
サンライフ伊勢	67,000

会議室等

- 産業支援センター、労働福祉会館、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢は、会議室等を有し、有料で貸出を行っています。

運営方法

- 産業支援センター、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、サンライフ伊勢は指定管理者制度を導入しており、労働福祉会館、小俣農村環境改善センターは直営です。また、サンファームおばたは、民間事業者に貸与しています。

耐震性

- 全ての施設が耐震性を有しています。

■施設類型別基本方針<産業系施設>

- 施設の設立時から社会背景等や市民ニーズが変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設については、廃止を含めて検討する必要があります。
- 会議室等については、貸出率の向上を図ります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(5) 学校教育系施設

(5)-① 学校

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対する割合	
学校	36	178,784 m ²	44.8%	小学校(24)、中学校(12)

<現状・課題>

施設数

- ・市内には、小学校が24校、中学校が12校の計36校の学校があります。

利用者数

- ・児童生徒総数は、年々減少しています。
- ・今後の児童生徒数の減少を見込んだうえで、施設の設置を再検討する必要があります。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築30年を超えており、老朽化が進んでいます。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

既存計画

- ・平成23年11月に「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）」を策定しました。

■施設類型別基本方針<学校>

- 「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）」の考え方を中心に、施設の総合管理を行います。
- 適正配置の検討にあたっては、学校の統合や通学区域の見直しが必要となるため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮します。
- 校舎等学校施設については、地震・津波等の災害に対する児童生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての機能の強化が求められていることに十分留意し、設置場所の選定及び校舎等施設の充実について熟慮しながら整備を進めます。
- 学校の統合にあたり統合校の設置場所は、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離、既存校舎の校地面積、建築年数、施設の状況や教室数等を勘案し設置します。沿岸部においては、地震、津波等の災害が懸念されるため、高台等設置場所の選定及び校舎の高層化等施設の充実を行います。
- 更新にあたっては、施設の複合化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、更なる効率化を図ります。

(5)-② その他教育施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
その他教育 施設	1	2,158 m ²	0.5%	中学校給食共同調理場

<現状・課題>

運営方法

- ・運営方法は、民間事業者に業務委託をしています。

耐震性

- ・中学校給食共同調理場は、新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。

■施設類型別基本方針<その他教育施設>

- 今後も安全な給食の提供に努めることを第一とします。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。
- 更新にあたっては、生徒数の減少に合わせて適切な施設規模を検討する必要があります。

(6) 子育て支援施設

(6)-① 幼稚園・保育所・認定こども園

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設全数に対する割合	
幼稚園・保育所・認定こども園	24	16,101 m ²	4.0%	幼稚園(10)、保育所(13)、認定こども園(1) ※幼稚園 10 園のうち、5 園は休園、1園は廃止 ※保育所は、13 園のうち、1 園は廃止

<現状・課題>

利用者数

- ・入園状況は、幼稚園では総定員に対して園児数が下回る状況にあります。
- ・今後の園児数の減少を見込んだ上で、施設の設置を再検討する必要があります。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築 30 年を超えており、老朽化が進んでいます。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

既存計画

- ・平成 26 年 12 月に「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」を策定しました。

■施設類型別基本方針<幼稚園・保育所・認定こども園>

- 「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」の整備・整理方針に沿って、施設の総合管理を行います。
- 少子化に伴い園児数が減少しており、「民間にできることは民間に」を基本に公立施設の整理統合を行います。
- 整理統合にあたっては、人口分布、保育ニーズ、施設の態様、民間施設を含めた既存施設の配置状況等を勘案した上で、多様な保育サービスを提供する施設として整備することを基本に、市全体の適正配置を図ることとします。
- 既存の公共施設のうち、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を各地域における拠点として整備し、他の施設については、統合や民間への譲渡等により整理します。
- 教育の質を確保するという観点から、集団の最低人数（15 人）を下回った幼稚園については整理します。
- 老朽化に伴う施設改修に加え、津波等防災対策は喫緊の課題であるので、防災の観点も踏まえ、私立との共存、子育て支援等の充実を総合的に捉えて計画的に施設を整備します。

(6)-② 幼児・児童施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
幼児・ 児童施設	7	2,371 m ²	0.6%	児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)

<現状・課題>

施設数

- ・市内の幼児・児童施設には児童館のほか、放課後児童クラブがあり、民営の放課後児童クラブ18施設のうち9施設は公共施設を利用しています。

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
あさま児童センター	8,900
黒瀬児童センター	3,700
中央児童センター(福祉健康センター内)	21,000
小俣児童館	4,600
明野児童館	4,500
御菌こどもプラザ	80
御菌こども広場(ハートプラザみその内)	13,000

利用料金

- ・各児童館は無料です。ただし、放課後児童クラブは有料で、利用料金は各クラブで異なります。

運営方法

- ・あさま児童センター、黒瀬児童センターが直営で、中央児童センター(福祉健康センター内)、小俣児童館、明野児童館、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)が指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化の進んだ施設が一部あります。(あさま児童センター)

■施設類型別基本方針<幼児・児童施設>

- 放課後児童クラブについては、児童数の減少や小学校の適正規模化・適正配置の推移など、今後の施設のニーズを見定めた上で、適切な配置の検討を行っていきます。
- 放課後児童クラブの設置・更新にあたっては、小学校の空き教室や小学校付近の公共施設を活用します。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(7) 保健医療・福祉施設

(7)-① 高齢福祉施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
高齢福祉施設	8	6,132 m ²	1.5%	老人福祉センター(福祉健康センター内)、二見老人福祉センター、合同会館(小俣老人福祉会館)、御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)、みなとデイサービスセンター、二見デイサービスセンター、御菌デイサービスセンター(ハートプラザみその内)、介護予防拠点施設なごみのやかた

<現状・課題>

目的

- ・各老人福祉センターで行われている事業もしくは貸館の利用目的は、公民館やスポーツ施設で行われている事業と似かよっています。

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
老人福祉センター(福祉健康センター内)	5,400
二見老人福祉センター	8,400
合同会館(小俣老人福祉会館)	7,800
御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)	14,000
みなとデイサービスセンター	5,900
二見デイサービスセンター	9,500
御菌デイサービスセンター(ハートプラザみその内)	8,300
介護予防拠点施設なごみのやかた	4,200

会議室等

- ・各老人福祉センター及び小俣老人福祉会館は、集会室等を有しており、有料で貸出を行っています。

運営方法

- ・老人福祉センター(福祉健康センター内)、御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)は指定管理者制度を導入しています。また、みなとデイサービスセンター、二見デイサービスセンター、御菌デイサービスセンター(ハートプラザみその内)は建物管理のみ指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・一部の施設において耐震化が未実施となっています。(介護予防拠点施設なごみのやかた)

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設が一部あります。(二見老人福祉センター、小俣老人福祉会館、介護予防拠点施設なごみのやかた)

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

■施設類型別基本方針〈高齢福祉施設〉

- 今後の高齢者数の増加や地域のニーズを見定めただうえで、施設の適正配置を検討していく必要があります。
- 施設の設立時から社会背景等が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、施設の集約化や複合化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(7)-② 障がい福祉施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設全数に対する割合	
障がい福祉施設	7	2,587 m ²	0.7%	身体障害者福祉センター(福祉健康センター内)、重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」、ひまわり(福祉健康センター内)、工房そみん、小俣さくら園、御菌しらぎく園、おおぞら児童園

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
身体障害者福祉センター(福祉健康センター内)	1,000
重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」	4,000
ひまわり(福祉健康センター内)	3,200
工房そみん	3,000
小俣さくら園	3,200
御菌しらぎく園	2,100
おおぞら児童園	3,400

運営方法

- ・運営方法は、おおぞら児童園は直営であり、その他の施設は、指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・全て新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。

■施設類型別基本方針<障がい福祉施設>

- 障害福祉サービス等の必要性やニーズを見定め、施設の適正規模、適正配置を検討していく必要があります。また、高齢者施設など社会背景の変化等により公共によるサービス提供の必要性が乏しくなっている施設については、用途変更等による新たな障害福祉サービス等の提供を検討します。
- 施設の設立時から障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、民間事業者によるサービス提供体制の充実等を踏まえ、民間譲渡等を検討します。
- 更新にあたっては、必要性やニーズを見定め、機能移転や複合化等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(7)-③ 保健医療施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
保健医療施設	12	6,378 m ²	1.6%	中央保健センター(福祉健康センター内)、小俣保健センター、御菌保健センター(ハートプラザみその内)、小俣保健福祉会館(6)、離宮の湯、休日・夜間応急診療所(福祉健康センター内)、歯科休日応急診療所(福祉健康センター別棟)

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
中央保健センター(福祉健康センター内)	34,000
小俣保健センター	22,000
御菌保健センター(ハートプラザみその内)	1,400
小俣北部保健福祉会館	5,900
小俣本町保健福祉会館	10,000
小俣元町保健福祉会館	7,400
小俣明野保健福祉会館	6,500
小俣宮前保健福祉会館	10,000
小俣湯田保健福祉会館	7,200
離宮の湯	41,000
休日・夜間応急診療所(福祉健康センター内)	10,000
歯科休日応急診療所(福祉健康センター別棟)	410

会議室等

- ・全ての保健福祉会館は、会議・集会室あるいは和室を有しており、かつ施設の延床面積の大部分を占めています。このようなスペース構成は、公民館などの集会施設と同様となっています。また、貸室の施設使用料は無料です。

運営方法

- ・運営方法は、小俣保健福祉会館(北部を除く)及び離宮の湯は、指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・全て新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

■施設類型別基本方針<保健医療施設>

- 保健医療施設は、施設ごとにそれぞれの設置目的やニーズを見定め、施設の適正規模、適正配置を検討していく必要があります。また、施設の性質により、広域的に設置すべき施設か地域的に設置すべき施設かを前提に検討する必要があります。
- 施設の設定時から社会背景等が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、施設の集約化や複合化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(8) 行政系施設

(8)-① 庁舎等

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
庁舎等	4	18,612 m ²	4.7%	伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御菌総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。

<現状・課題>

利用者数

- ・窓口の利用状況※（年間）は、本庁舎（戸籍住民課）が10.8万件、小俣総合支所（生活福祉課）が2万件、御菌総合支所（生活福祉課）1万件、二見総合支所（生活福祉課）が0.7万件です。※戸籍住民関連業務

耐震性

- ・二見総合支所厚生棟の一部を除き、耐震性を有しています。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化の進んだ施設が一部あります。（伊勢市役所本庁舎本館、二見総合支所、御菌総合支所）
なお、伊勢市役所本庁舎本館については、今後、大規模改修工事を進めていくところ です。

災害時

- ・災害時には、伊勢市役所本庁舎は災害対策本部が設置される重要な施設です。

■施設類型別基本方針<庁舎等>

- 庁舎等は、行政事務を行う施設であるとともに、災害時には防災拠点として重要な機能を担う施設であることから、計画的な管理により施設の安全性を確保します。
- 周辺の支所機能等を集約するなど、施設の有効活用を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、周辺施設の状況や利用者数等を踏まえ、配置の適正化を検討する必要があります。

(8)-② 消防・防災施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
消防・防災 施設	104	7,808 m ²	2.0%	消防本部・消防署、分署(3)、出張所(1)、 車庫(39)、倉庫(2)、 防災施設(津波避難施設、防災倉庫等)(58)

<現状・課題>

目的

- ・伊勢消防は玉城町、度会町から消防事務を受託し、1市2町の広域消防体制です。

施設数

- ・市の消防施設は、消防本部、消防署（1署、3分署、1出張所）、車庫、倉庫があります。
 - ※ 消防本部と消防署は併設です。度会出張所と玉城出張所は、本市の所管でないため除きます。
- ・防災施設は、津波避難施設、防災倉庫等があります。

耐震性

- ・津波避難施設（津波避難に特化した施設）は、すべての施設が耐震性を有しています。
- ・防災倉庫等は一部耐震化が未実施となっていますが、地域性を考慮したうえで、他の施設への複合化等を検討します。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設があります。

■施設類型別基本方針<消防・防災施設>

- 消防・防災施設は、災害時の拠点となる重要な施設であることから、適切な配置や規模等を考慮した更新、計画的な維持保全や長寿命化を図ります。
- 地域性を考慮したうえで可能なものは、他の施設への複合化等を検討します。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(9) 公営住宅

(9)-① 公営住宅

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
公営住宅	44	54,606 m ²	13.7%	市営住宅(39)、特定公共賃貸住宅(1)、改良住宅(2)、集会所(2)

<現状・課題>

施設数

- ・公営住宅は、44 施設、198 棟あります。

利用状況

- ・施設の入居率は、25%～100%と施設によって幅があります。
- ・居住者の居住年数は、築後 21 年以上の施設においては、約 40%が 21 年以上居住しており、公営住宅の性質上、居住年数が長い傾向があります。

運営方法

- ・管理運営については、指定管理者制度が導入されており、効率的な運営を行っています。

耐震性

- ・新耐震基準の建物で耐震性を有しているものが 21 施設、旧耐震基準の建物で目標耐震性能を上回っているものが 14 施設、耐震性が確保されていないものは 9 施設あります。

老朽化

- ・老朽化が進んでおり、55%以上の建物が築後 30 年以上経過しており、35%の建物が築後 40 年以上経過しています。老朽化している施設については、新規入居者の募集を行っていません。

既存計画

- ・平成 26 年 3 月に「伊勢市営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

■施設類型別基本方針<公営住宅>

- 「伊勢市営住宅等長寿命化計画」の基本方針に沿って、施設の総合管理を行います。
- 施設の定期的な点検により、状態の把握を行い、適切な維持管理を実施します。
- 住棟単位の修繕履歴データを整理し、修繕履歴に基づいた的確な修繕・改善を実施します。

- 予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 施設の長寿命化にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮するとともに、居住者ニーズを考慮して、居住性や安全性の向上に努めます。
- 老朽化が進み、耐震性が確保されていない施設については、居住者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止を行っていきます。
- 用途廃止によって、目標管理戸数を下回る場合においては、民間賃貸住宅事業者等と連携して、市営住宅等に加え民間賃貸住宅の活用による住宅セーフティネット策の導入を図っていきます。
- ただし、民間賃貸住宅の活用が困難な場合においては、計画的な更新（統合等）についても検討していきます。

※ 市営住宅等とは、市営住宅 39 団地、特定公共賃貸住宅 1 団地、改良住宅 2 団地の計 44 施設（41 団地）

※ 旭団地は市営と特定公共賃貸住宅がありダブルカウント

※ 最近用途廃止：さくらアパート、桜木団地、離宮山団地

(10) ごみ・資源処理施設

(10)-① ごみ・資源処理施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
ごみ・資源 処理施設	155	3,270 m ²	0.8%	資源拠点ステーション(19)、資源ステーション(132)、 小俣廃棄物リサイクルセンター、資源集積施設、伊勢 廃棄物投棄場、小俣廃棄物投棄場

<現状・課題>

事業の現状

- ・家庭から出るごみの資源化を進めるため、資源拠点ステーション及び資源ステーションを設け、市民が行う資源物の分別・排出への利便性を図っています。
- ・廃棄物投棄場においては、管理事務や浸出水処理施設の管理を行っています。
- ・資源拠点ステーションに関しては、利用者の増加に伴い、施設の敷地等を拡張する用地の確保が難しい状況にあります。

管理方法

- ・資源拠点ステーションと資源ステーションの一部は業務委託により管理を行っています。

■施設類型別基本方針<ごみ・資源処理施設>

- 市民自身で資源物の分別・排出ができ、市民が利用しやすい施設として、適切な維持管理を実施します。
- 廃棄物投棄場施設においては、適切な維持管理を実施し、効率的な運営を図ります。

(11) 病院

(11)-① 病院

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対する 割合	
病院	1	22,459 m ²	5.6%	市立伊勢総合病院

<現状・課題>

目的

- ・市立伊勢総合病院は、地域における基幹的な医療機関として、救急医療や急性期医療を担い、地域に必要な医療の確保と医療水準の向上に大きな役割を果たしています。

利用者数

- ・利用者数（年間）については、延べ入院患者数 67,970 人、延べ外来患者数 122,860 人、健診者数 13,508 人です。

耐震性

- ・旧耐震基準により建築された施設で耐震性能を有しておらず、耐震化は未実施です。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいます。

既存計画

- ・平成 25 年 3 月に「新市立伊勢総合病院建設基本計画」を策定し、新病院の建設を進めているところです。

■施設類型別基本方針<病院>

- 新市立伊勢総合病院建設基本計画では、新病院開院を平成 31 年としておりましたが、建設スケジュールを見直し、平成 30 年の開院を目指していきます。新病院整備の基本方針は次のとおりです。
 1. 質の高い良質な医療を提供します。
 2. 患者中心の良質なチーム医療を醸成します。
 3. 他の医療機関、福祉施設などと緊密なコミュニケーションを図ります。
 4. 行政と協働して政策医療を実行し、市民病院としての責務を果たします。
 5. 災害時に拠点となる病院として、市民の命を守ります。
 6. 病院を維持、継続できる安定した経営基盤を確立します。
 7. 働きがいがあり、報われる職場となる就業環境の改善に取り組みます。
 8. 優秀な人材の育成、確保、定着に努めます。
- E C I 方式の採用により設計段階から工事業者が関与することで、施工上の課題を設計に反映し、新病院の建設費抑制及び工期短縮を図ります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

5. 2 施設類型ごとの基本的な方針（インフラ資産）

平成 27 年 4 月 1 日時点で保有するインフラ資産を対象に整理しています。

(1) 道路

(1)-① 市道

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
道路	市道	877, 180m	市道認定道路

<現状・課題>

事業の現状

- ・道路は、気象条件や交通荷重などの外的要因により劣化が進んでおり、道路を適切に維持管理するため、パトロールによる日常点検や調査を行っています。
- ・修繕が必要な箇所については工事を実施するなど、道路利用者の安全確保に努めています。
- ・新設道路については、伊勢市総合計画及び道路整備プログラムや地元要望等に基づき、整備を進めています。

今後の課題

- ・道路構造物は、各構造物の特性を踏まえ、予防的な修繕等による機能の保持・回復を行い、施設に求められる性能を保持する期間を延ばすため長寿命化に取り組む必要があります。
- ・街路及び道路の整備を行う際には、国からの交付金等を活用していますが、交付金配当率が年々減少しているため、財源の確保が困難な状況になっています。

■施設類型別基本方針<道路>

- 経年的な劣化に基づき適切な更新年数を設定し、点検・診断を行います。
- 点検・診断結果に基づき、損傷の原因、求められる機能を考慮して、ライフサイクルコストの低減を目指し、計画的に修繕を実施していきます。
- 新規に街路（都市計画道路）を整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。
- 新規に道路（都市計画道路以外の道路）を整備する際には、必要性を十分吟味し、整備を進めます。また、必要に応じて事業計画を策定し、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。

(1)-② 農道**(1)-③ 林道**

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
道路	農道	64,824m	農道認定道路
	林道	15,999m	林道認定道路

<現状・課題>**事業の現状**

- ・農道・林道は、舗設後年数が経ち気象条件や利用状況により劣化が進んでいます。
- ・調査等により破損等が確認された箇所については修繕を行い、利用者の安全確保や営農活動の効率化などに努めています。
- ・新規舗装については、地元要望に基づき利用状況等を考慮し整備を進めています。

今後の課題

- ・農道・林道については、劣化が進んでいますが、新規舗装、更新について地元要望や地域特性、利用状況等を踏まえ打換年数等の検討が必要となります。
- ・農道・林道については、郊外や山間に整備されており、利用者が少なく市街地ほど交通量が多くありません。このため、小規模な路面等の損傷は放置されることが多く、後々の修繕費用が増大し、適切な維持管理の継続が困難となります。
- ・整備実施には、国、県の補助金等を活用していますが、近年交付額が減少するなど財源の確保が困難な状況になっています。

■施設類型別基本方針<道路（農道・林道）>

- 新規整備については、地元要望や地域特性、利用状況等を踏まえ必要性を十分考慮し、また、国・県の補助金等が活用できるよう取り組みます。
- パトロールの実施や地元からの情報提供を基に、利用者の安全性や荷痛みなど生産物の品質に影響を与える恐れのある損傷について点検を行います。
- 計画的かつ予防的な修繕対策、既存施設を利用した施設の更新を実施することで、更新及び修繕に要するコストを縮減します。

(2) 橋りょう

(2)-① 橋りょう

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
橋りょう	橋りょう	450 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・市が管理する橋りょうは、450 橋（橋長 2m以上）あり、そのうち 15m以上の橋りょうは 75 橋です。
- ・平成 25 年 3 月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。
- ・新設橋りょうについては、伊勢市総合計画及び道路整備プログラムや地元要望等に基づき、道路の一部である橋りょう整備を進めています。

今後の課題

- ・従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、橋りょうの修繕・架け替えに要する費用が増大し、適切な維持管理の継続が困難となります。
- ・橋りょう整備を行う際には、国からの交付金等を活用していますが、交付金配当率が年々減少しているため、財源の確保が困難な状況になっています。

■施設類型別基本方針<橋りょう>

- 新規に橋りょうを整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策により、維持管理費の低減や事業費の平準化に取り組めます。
- 5年に1回の近接目視による点検を実施し、現状の把握による健全性の診断を行い、計画の継続的な見直しを行います。
- 事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、橋りょうの総合的な維持管理コストの縮減と長寿命化、社会的損失の回避・抑制を実現します。
- 維持補修は、建設当初の性能回復と現在の要求性能の確保を目的とします。

(3) トンネル

(3)-① トンネル

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル

<現状・課題>

事業の現状

- ・市が管理するトンネル数は2箇所、1930年（昭和5年）に建設されたと推定され、竣工後85年が経過しています。
- ・平成25年11月に「トンネル長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。

今後の課題

- ・従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、トンネルの修繕等に要する費用が増大し、適切な維持管理の継続が困難となります。
- ・トンネルの老朽化が進行すると耐力や安全性の低下により、通行規制等による社会的影響を引き起こします。

■施設類型別基本方針<トンネル>

- 「トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、トンネルの長寿命化と維持管理の効率向上を図ります。
- 5年に1回の近接目視による点検を実施し、現状の把握による健全性の診断を行い、計画の継続的な見直しを行います。
- 事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、トンネルの総合的な維持管理コストの縮減と長寿命化、社会的損失の回避・抑制を実現します。
- 維持補修は、建設当初の性能回復と現在の要求性能の確保を目的とします。

(4) 河川・排水施設

(4)-① 準用河川

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	準用河川	23 河川	桧尻川、亀谷郡川 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・豪雨時の急激な出水によって、断面が不足したり勾配が不整形な河川では浸水被害が発生しているため、河川改良や適正な維持管理を行い、浸水被害の軽減・防止に努めています。

今後の課題

- ・近年の短時間集中豪雨に対応した整備が求められています。

■施設類型別基本方針<準用河川>

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備を進めていきます。
- 近年の短時間集中豪雨への対応を国・県と連携しながら取り組んでいきます。

(4)-② 排水路

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	排水路	—	排水路、農業用排水路、道路側溝、普通河川

<現状・課題>

事業の現状

- ・豪雨時の急激な出水に対する断面不足により、道路冠水や家屋の浸水被害など市民生活に支障をきたしています。また、農地においては排水の滞留により営農に支障をきたしています。そのため、排水路の改良や適正な維持管理を行い、浸水被害等の軽減・防止に努めています。
- ・市が管理する排水路は、整備後長い年数が経つ排水路も多く、老朽化が進行しています。

今後の課題

- ・近年の短時間集中豪雨等に対応した整備が求められています。
- ・排水路の多くは、整備後年数が経ち老朽化が進んでいることから新設、改修等について、浸水被害状況や地元要望、土地利用状況等を踏まえた整備の検討が必要となります。

■施設類型別基本方針<排水路>

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備、更新等を進めます。また、近年の短時間集中豪雨への対策については、国・県と連携し取り組みます。
- パトロールの実施や地元からの情報提供を基に、排水路の流下能力に影響を与える恐れのある損傷について点検を行います。
- 計画的かつ予防的な修繕対策、既存施設を利用した施設の更新を実施することで、更新及び修繕に要するコストを縮減します。

(4)-③ 都市ポンプ場

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	都市ポンプ場	39箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・豪雨時の河川水位の上昇によって自然排水が困難になる地域では、浸水被害が発生しています。このため、ポンプ場の整備や適正な維持管理を行い、浸水被害の軽減・防止に努めています。

今後の課題

- ・近年の短時間集中豪雨に対応した整備が求められています。
- ・多くの施設は、整備後年数が経ち老朽化が進んでいることから改修、修繕等について、整備の検討が必要となります。

■施設類型別基本方針<都市ポンプ場>

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備を進めていきます。
- 近年の短時間集中豪雨への対応を国・県と連携しながら取組んでいきます。
- 地域の治水に対する安全性・信頼性を確保するため、都市ポンプ場の長期補修計画を策定し、実施していきます。

(4)-④ 農業用排水機場

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・農業系排水処理施設として整備されてきた施設ですが、排水処理区域に宅地を含む施設も数多く、インフラ資産としての役割を担っています。

今後の課題

- ・昭和 40 年代に多くの施設が建設されており、機械類について老朽化が著しい状況です。
- ・平成 30 年頃から多くの施設で更新時期を迎えることになるため、計画的に施設整備を進めていく必要があります。

■施設類型別基本方針<農業用排水機場>

- 経済性を考慮し既存施設を利用した施設の更新を行い、長寿命化を図ります。
- 施設の健全度を精査し計画的に整備を行い、更新費用の平準化を図ります。
- 維持管理においても、日常点検により計画的な維持修繕を行い、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

(5) 漁港施設

(5)-① 漁港施設

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
漁港施設	漁港施設	4 港	村松漁港、江漁港、松下漁港、豊北漁港

<現状・課題>

事業の現状

- ・市が管理する漁港は、第1種漁港（村松漁港・江漁港・松下漁港）第2種漁港（豊北漁港）の4港あります。河口の天然港から発展したもので、昭和30年代から施設の整備が行われてきましたが、老朽化が進んでいます。平成24年度より順次、機能保全計画を策定し漁港の維持管理を図っています。

今後の課題

- ・漁港施設は、整備から約60年が経過し耐用年数を迎える施設も多く老朽化が進んでいます。漁港施設がその機能を継続して発揮するためには、戦略的な維持管理や更新が必要であり、「水産物供給基盤機能保全計画」を策定し、計画的に補修や改修を行い、コストの節減を図る必要があります。

■施設類型別基本方針<漁港>

- 「水産物供給基盤機能保全計画」の策定を進め、その基本方針に沿って、計画的に漁港の適正な管理をはかり機能を維持します。
- 日常点検や漁業者からの通報により、異常が認められた施設については、詳細点検を実施します。
- 老朽化予測、対策工法の検討、ライフサイクルコストを算定し、機能保全対策に係る費用を縮減します。

(6) 公園

(6)-① 公園

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
公園	公園	220 箇所 (108.65 ha)	倉田山公園、宮川堤公園、 大仏山公園 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・既設の公園については、施設の老朽化等に伴う劣化や損傷が多くみられ、子どもをはじめすべての利用者の安全確保を最優先に整備することが必要です。このような施設についてはより厳密に施設の安全性や機能が失われないよう予防していくことが求められています。そのため、平成 26 年 3 月に「伊勢市都市公園施設長寿命化計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。
- ・新規の公園については、伊勢市総合計画に基づき整備を進めており、都市計画決定された公園のうち、宮川河川敷公園と倉田山公園の一部を除いては、ほぼ整備が完了しています。

今後の課題

- ・伊勢市が管理する公園は高度成長期から順次整備し、整備後 30 年以上経過している公園もあり、老朽化が進行し、今後必要となる施設の更新・修繕費用の増大が懸念されます。
- ・公園整備を行う際には、国からの交付金等を活用していますが、交付金配当率が年々減少しているため財源の確保が困難な状況になっています。

■施設類型別基本方針<公園>

- 既設公園については、安全で快適な利用の確保をすべく、計画的な予防保全対策により公園の長寿命化を図り、維持管理費の低減や事業費の平準化に取り組めます。
- 新規公園を整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。

(7) 駐車場

(7)-① 駐車場

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
駐車場	駐車場	14 箇所 (2,104 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、 観光文化会館駐車場 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・宇治駐車場は、宇治浦田交通広場及び五十鈴川河川敷を利用し、内宮前駐車場は神宮から敷地を借用し、合わせて 10 箇所 (1,760 台) あり、利用料は有料で、利用状況は年間 88 万台です。管理運営は、委託しています。
- ・吹上駐車場は、市街地における自動車の駐車需要に対応し、住民の利便に資するため設置された駐車場で、利用料は有料で、利用状況は年間延 450 人です。管理運営は、直営で行っています。また、供用開始後 22 年が経過しています。
- ・観光文化会館駐車場は、会館の利用者駐車場として昭和 46 年に整備されたもので、1 箇所 (37 台) あり、耐震性を有しています。利用料は有料で、利用状況は年間 7,800 台です。管理運営は、委託しています。
- ・二見総合駐車場は、二見浦周辺への観光及び周辺公共施設への来訪時に利用するための駐車場で、1 箇所 (228 台) あり、利用料は無料で開放しています。管理運営は、直営で行っています。
- ・音無山園地駐車場は、名勝「二見浦」に位置する音無山園地への来訪者のために平成 16 年度に設置された駐車場で、1 箇所 (29 台) あり、利用料は無料で開放しています。管理運営は、直営で行っています。

今後の課題

- ・宇治駐車場、内宮前駐車場の機械式ゲートなどは、概ね 10 年の耐用年数のため、機器更新が必要となります。宇治第 5・6 駐車場は、河川敷を利用しているため、豪雨時に浸水する場合があります、路面が傷むことがあります。
- ・吹上駐車場は、供用開始後、経年劣化が進んでいることから、適切な維持管理を行っていく必要があります。
- ・観光文化会館駐車場は、建設時期が古く、老朽化が進んでいます。施設利用者だけでなく、鉄道利用者等にも利用してもらえよう周知を行い、利用者の拡大を図る必要があります。
- ・二見総合駐車場は、二見地区の観光の活性化と合わせて、有効活用を検討していく必要があります。
- ・音無山園地駐車場は、今後、整備後年数が経つことで劣化が進むことも予想され、定期的な点検により適切な維持管理を行い、計画的に改修を実施していく必要があります。

■施設類型別基本方針<駐車場>

- 施設の定期的な点検により状況を把握し、適切な維持管理を行い、計画的に改修を実施していく必要があります。
- 宇治駐車場、内宮前駐車場は、適切な人員配置をし、効率的・効果的な運営を行います。
- 観光文化会館駐車場、宇治駐車場、内宮前駐車場は、駐車場収入により施設の管理運営を行います。また、宇治駐車場、内宮前駐車場は、交通対策も併せて行います。

(8) 上水道施設

(8)-① 管路

(8)-② 水源地

(8)-③ 配水池

(8)-④ 加圧ポンプ場

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
上水道施設	管路	863,777m	普及率 (99.4%)
	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか
	配水池	14 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか
	加圧ポンプ場	9 箇所	小俣配水場、南部加圧ポンプ場 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・「伊勢市水道事業基本計画（マスタープラン）」に基づき事業を実施しています。
- ・計画給水人口は 129,106 人、計画一日最大給水量は 64,015 m³/日です。その他に簡易水道事業として、計画給水人口が 92 人、計画一日最大給水量が 56 m³/日です。
- ・未普及地域の解消と安定供給に努めます。

今後の課題

- ・給水人口及び一日平均給水量は、近年、減少傾向にあり、給水量と給水収益の減少が予測されることから、今後はより効率的な事業運営が求められます。
- ・老朽化については、高度経済成長期に建設された施設・管路の老朽化が進んでおり、計画的な更新が求められます。
- ・平成 26 年度末の管路の耐震化率は 13.4%で、今後発生が予想される南海トラフ地震に備えて計画的な耐震化が求められます。

■施設類型別基本方針<上水道施設>

- 平成 29 年度に管路耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進めていきます。
- 施設の更新にあたっては、適正規模化等を検討する必要があります。
- 将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されるため、給水原価および水道料金への影響を考えていく必要があります。
- 管路の老朽化に起因した漏水を未然に防ぎ、有収率の向上を図るため、適正な維持管理を行っていきます。
- 施設の維持管理にあたっては、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を図ります。

(9) 下水道施設（汚水・雨水）

(9)-① 汚水管渠

(9)-② 小規模中継ポンプ場

(9)-③ 処理場

(9)-④ 雨水管渠

(9)-⑤ 雨水ポンプ場

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
下水道施設（汚水）	汚水管渠	385,545m	普及率（47.6%）
	小規模中継ポンプ場	73 箇所	中村マンホールポンプ ほか
	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター
下水道施設（雨水）	雨水管渠	12,146m	桧尻1号雨水幹線 ほか
	ポンプ場	10 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・「流域関連伊勢市公共下水道全体計画」に基づき事業を実施しており、計画区域面積は3,558ha、計画処理人口は109,400人、計画1日最大汚水量は61,711m³/日です。
- ・市の公共下水道は平成元年度に事業着手し、現在平成11年度から着手した流域関連公共下水道事業を進めており、平成32年度には普及率が約58%となる予定です。
- ・長寿命化計画に基づき雨水ポンプ施設を中心に老朽化対策を進めています。
- ・下水道総合地震対策計画を策定中です。

今後の課題

- ・普及率向上のため、より効率的な整備促進と事業運営に取り組むと共に、計画的な長寿命化対策と耐震対策を進めていく必要があります。

■施設類型別基本方針<下水道施設>

- 効率的な普及促進と事業運営に努めます。
- 下水道総合地震対策計画を策定し、下水道施設の耐震化に努めます。
- 長寿命化計画を策定し、計画的な下水道施設の長寿命化に努めます。
- 将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されるため、汚水原価および下水道使用料への影響を考えていく必要があります。

用語の解説（50音順）

- ◆ **維持管理** 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などを指します。
- ◆ **E C I 方式** Early Contractor Involvement の略。設計段階から施工者が関与する方式で、設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式です。
- ◆ **稼働率** 施設の利用度合いを示す指標です。
- ◆ **義務的経費** 地方公共団体の経費のうち、固定的に支出される経費で、歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費を指します。
- ◆ **建設改良費** 公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費
- ◆ **公会計制度** 現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとするものです。
- ◆ **公共施設等** 公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、建物の他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念です。
- ◆ **公債費** 市が借り入れた地方債の元金の償還や利子の支払いに要する経費及び一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。
- ◆ **更新** 老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することです。
- ◆ **国立社会保障・人口問題研究所** 厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向をとらえると同時に、社会保障政策や制度についての研究を行っています。
- ◆ **指定管理者制度** 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度です。
- ◆ **修繕** 公共施設等を直すことです。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問いません。
- ◆ **地方交付税** 地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。

- ◆ **地方税（市税）** 本市の市税には、市民税（個人分、法人分）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税の6種類があります。
- ◆ **長寿命化** 施設を計画的に保全し、供用可能期間を延ばすことをいいます。
- ◆ **投資的経費** 施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備にかかる経費で、普通建設事業費、失業対策事業費及び災害復旧事業費からなります。
- ◆ **PPP** Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化やサービスの向上を目指すものです。指定管理者制度も含まれます。
- ◆ **PFI** Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。
- ◆ **扶助費** 社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法などの国の法律に基づき、または地方公共団体が住民福祉の増進を図るため独自の施策において支出する経費のことです。
- ◆ **普通会計** 個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっていることから、その統一的な財政比較を行うために設けられた地方財政統計上の会計区分のことです。一般会計と特別会計のうち公営事業会計（病院、上下水道等）以外のものです。
- ◆ **ライフサイクルコスト** 施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄（除却）までの事業全体にわたり必要な総費用のことです。

伊勢市公共施設等総合管理計画（改訂版）

平成 30 年 9 月

< 発 行 >

伊勢市 情報戦略局 情報調査室

〒516-8601 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

TEL : 0596-21-5548

FAX : 0596-21-5522

E-mail : joho-cyousa@city.ise.mie.jp